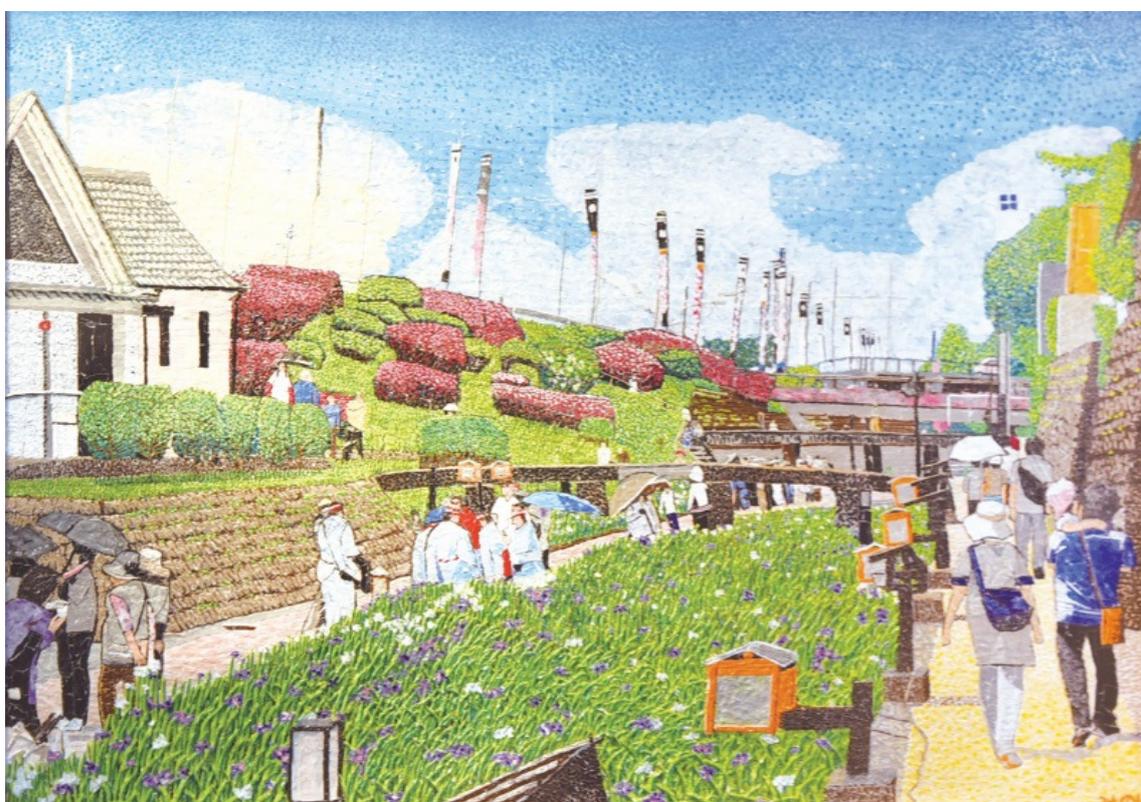


# 第3期 玉名市地域福祉計画

平成30年度～34年度



玉名市在住のちぎり絵作家 荒木 聖憲（あらかき みのり）さん作  
「玉名高瀬花しょうぶまつり」

みんなで進めよう！誰もが安心していきいきと暮らせる  
福祉のまちづくり

平成30年3月

玉名市



# はじめに



本市では、平成 29 年度から 10 年間を計画期間とする第 2 次玉名市総合計画のもと、「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」を市の将来像として、ここに暮らす人、働く人、訪れる人が幸せになるまちづくりを目指しています。私は昨年 11 月に市長就任以降、「全ての市民が笑顔で暮らせるまち」の実現に向け、全力で各種施策に取り組んでいるところです。

平成 17 年 10 月の新市誕生から 12 年が経過しましたが、本市も他の地方都市と同様に、少子高齢化や核家族化、情報社会の進展などの社会情勢の変化に伴い、地域での住民同士の交流やつながりが希薄になる中、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、子育て世帯における孤立感や不安感の増大、福祉を担う人材の確保や生活困窮の問題など、さまざまな課題が生じています。また、平成 28 年熊本地震の経験からも、行政による福祉施策の展開はもとより、日頃からの地域における支え合い、助け合いの関係づくりの重要性が再認識されました。

こうした状況の中、変化する社会情勢や市民意識を踏まえ、社会福祉法の改正で示された「地域共生社会」の実現に向け、地域の皆様とともに行政や各関係機関が協働し、福祉の課題を地域全体で支え合うまちづくりの指針となる「第 3 期玉名市地域福祉計画」を策定いたしました。策定にあたり熱心にご議論いただきました玉名市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめとして、アンケート調査や分野別課題調査など、本計画策定にあたり貴重なご意見や多大なご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

本計画の基本理念である「みんなで進めよう！誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」のもと、市民の皆様とともに、地域において支え合い、誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

今後とも、本計画の推進に対する市民の皆様や関係団体等の皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 30 年 3 月

玉名市長

藏原隆浩

# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	8
第3節 計画の期間	8
第4節 計画策定の方法	9
第2章 地域福祉を取り巻く状況	11
第1節 人口・世帯の状況	12
1 年齢人口構成の推移	12
2 年齢3区分別人口構成の推移	13
3 世帯構成の推移	14
第2節 支援が必要な人たちの状況	16
1 要介護・要支援認定者の状況	16
2 障がい者手帳所持者などの状況	17
(1) 身体障がいのある人の状況	17
(2) 知的障がいのある人の状況	18
(3) 精神障がいのある人の状況	19
3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況	20
第3節 社会資源の状況	21
1 福祉サービスなどに関わる施設・事業所の状況	21
2 福祉活動に関する人的資源の状況	23
第3章 計画の基本的な考え方	25
第1節 基本理念	26
第2節 基本目標	27
第3節 取組の体系	28
第4章 取組と役割分担	29
基本目標Ⅰ 支援につながる仕組みづくり	30
1 支援の情報をわかりやすく伝える	30
2 身近で気軽な相談支援を進める	35
3 相談支援の専門性や利便性を向上させる	37

基本目標Ⅱ 連携した支援ができる体制づくり	41
1 福祉サービスの量や質の充実を図る	41
2 連携しながら相談支援を進める	45
3 包括的な支援の充実を図る	47
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくり	51
1 隣近所などでの身近な助け合いを進める	51
2 地域での組織的な支援を進める	55
3 災害時の避難に備える	61
基本目標Ⅳ 気軽に参加できる環境づくり	63
1 人権や福祉について学ぶ	63
2 気軽に参加できる交流の場を広めていく	67
3 地域の活動や行事に参加しやすくする	69
4 ボランティア活動に参加しやすくする	71
第5章 計画の推進に向けて	73
第1節 協働による計画の推進	74
1 住民の役割	74
2 地域の組織・団体の役割	74
3 ボランティア団体の役割	74
5 社会福祉協議会の役割	75
6 行政の役割	75
第2節 計画の進行管理	75
資料編	77
1 玉名市地域福祉計画策定委員会委員名簿	78
2 計画策定の経緯	79
3 調査の概要	80
4 用語解説	81



# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

### ■計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速に進んでおり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、世帯が小規模化し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者などの孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、障がいのある人の自立支援や就労支援の不足、自殺者の増加、貧困の拡大など、さまざまな課題があります。住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなってきています。

玉名市においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近な出来事として認識されるようになりました。

### ■「地域福祉」に関わる法改正の変遷

平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第4条に明記されました。

また、平成29年6月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。このなかで、社会福祉法の改正にあたっては、「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性が示されました。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざすものです。

具体的には、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることをめざすことが明記されました。また、そのために、

- ① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制
- ③ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

などの包括的な支援体制づくりに、市町村が努めることが規定されました。

## ■「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。

人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促すとともに、特定の人が特定の人を支える一方向の関係ではなく、お互いに支え合う双方向の関係を築き、その関係性を深めていく「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが、行政機関や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出ししていくことが必要です。

また、「地域共生社会」の実現のためには、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がいのある人や子どもなど生活上の困難を抱える人や世帯などが、地域において自立した生活を送ることができるよう、住民などによる支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが大切になります。

## ■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を進め、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

また、「地域福祉計画」の策定にあたっては、高齢者福祉・介護や児童福祉・子育て支援、障がい福祉、生活困窮者支援などの福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載することが求められています。

## 社会福祉法（抜粋）

### 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文のなかではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されています。

### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されています。

また、地域住民や福祉関係者が、①本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、②福祉、介護、保健医療に限らない、さまざまな生活課題を把握するとともに、③行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。

## 社会福祉法（抜粋）

### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条（注：第106条の3）第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されています。

### 第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

①地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、②さまざまな相談を「丸ごと」受け止める場の整備、③相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としています。

■「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

「玉名市地域福祉計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示すこととなります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、市役所などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係のなかで、組織化されていないけれども、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘されるなか、その重要度がますます高まっています。

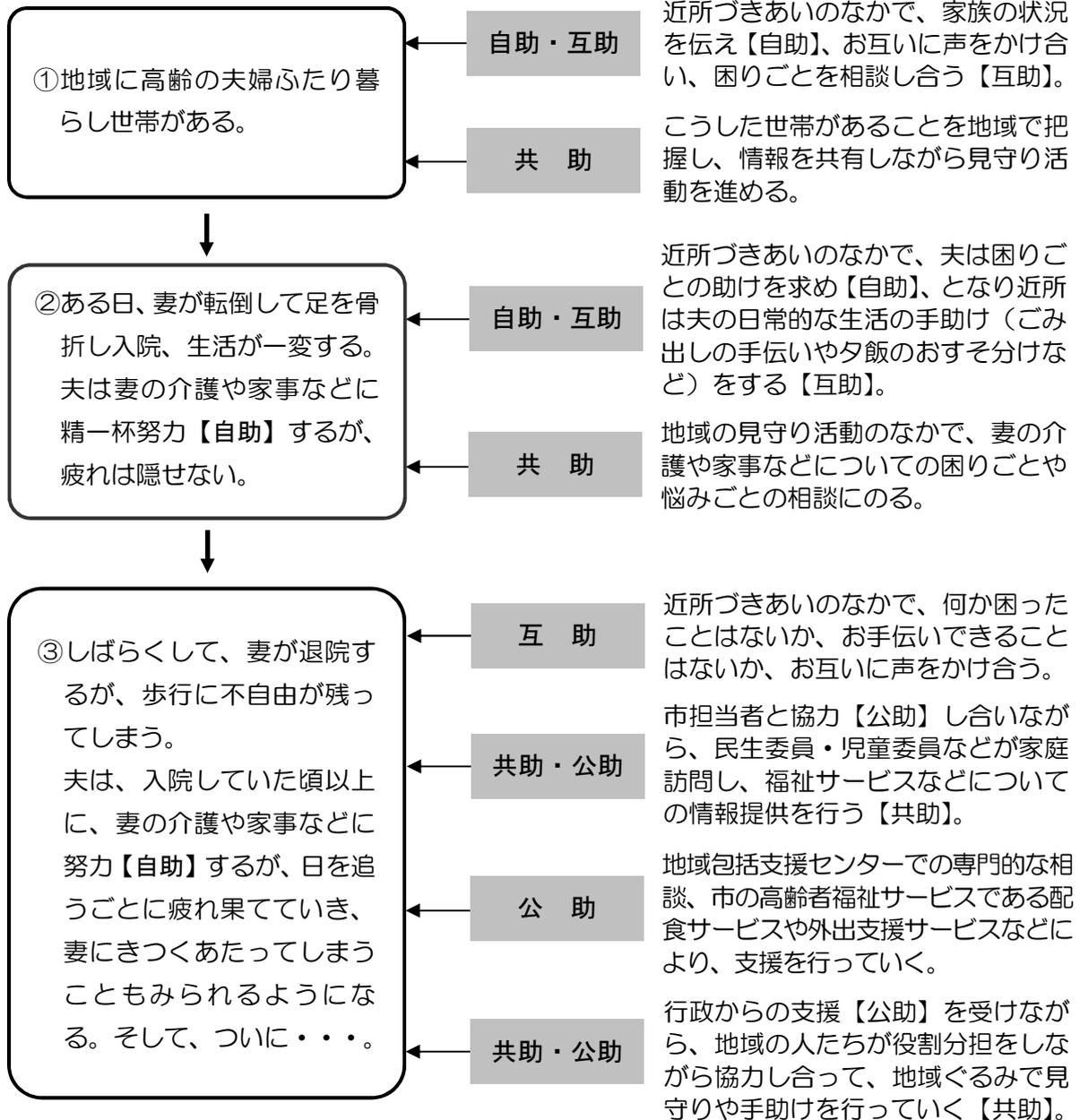
<地域福祉の向上に向けた4つの助け>

<p>じじょ 自助</p>	<p>個人や家族による支え合い・助け合い                      （個人や最も身近な家族が解決にあたる）</p>
<p>ごじょ 互助</p>	<p>身近な人間関係のなかでの組織化を前提としないお互い様の気持ちによる支え合い・助け合い                      （隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う）</p>
<p>きょうじょ 共助</p>	<p>地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い                      （「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）</p>
<p>こうじょ 公助</p>	<p>保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え                      （行政でなければできないことは、行政がしっかりとる）</p>

<「自助・互助・共助・公助」による対応のイメージ>

自助のみによる対応例

自助・互助・共助・公助による対応例



地域包括ケアシステムにおいては・・・

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても住んでいる地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。この地域包括ケアシステムのなかで定義されている自助・互助・共助・公助は、費用負担のあり方を基本にしています。

すなわち、公助が税による公の負担であるのに対し、共助は介護保険などの社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけています。さらに、互助は相互に支え合っているという意味で共助と共通点がありますが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものとされています。

一方、本計画での4つの助けは・・・

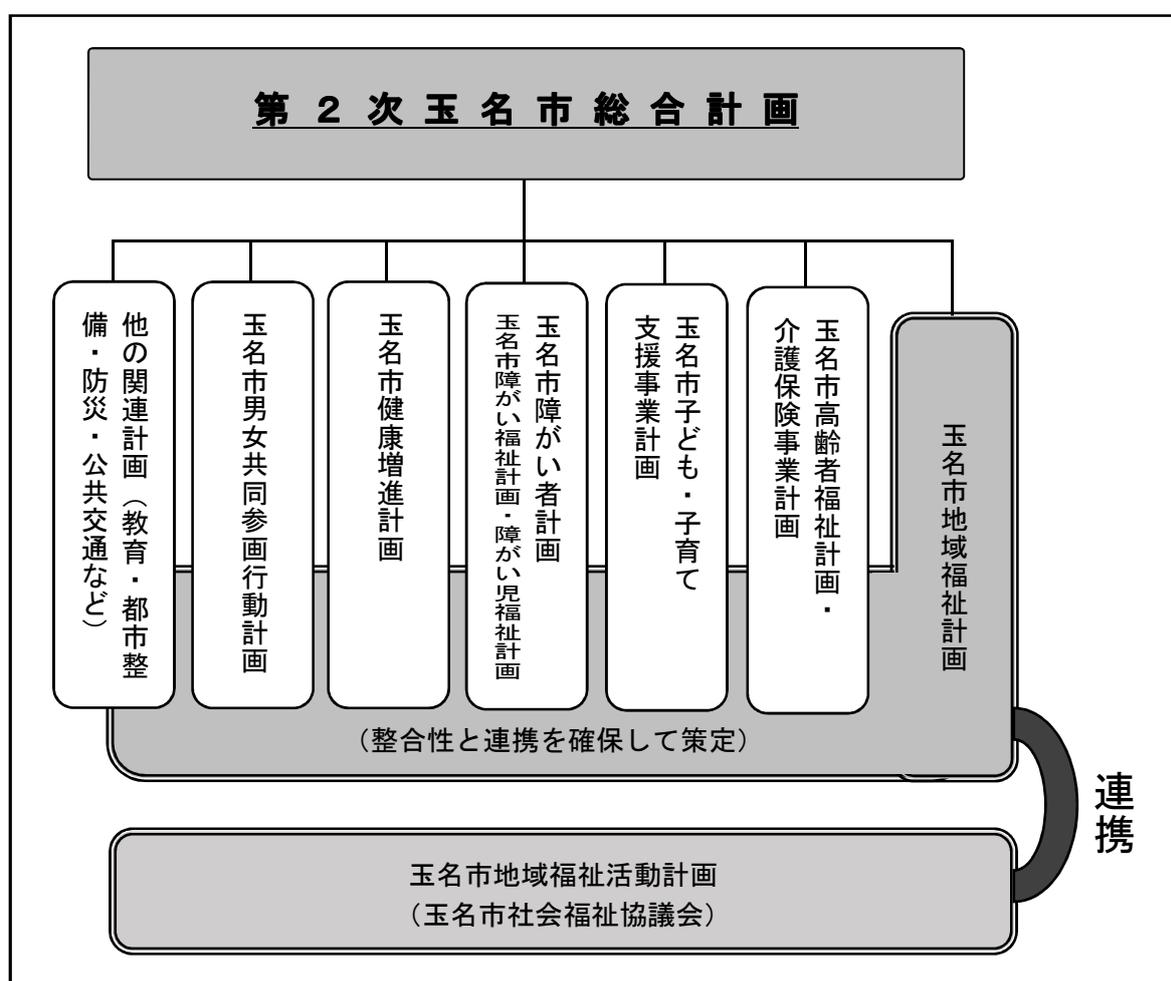
それぞれの助けの担い手やその立場による区分を基本的な考え方としました。

## 第2節 計画の位置づけ

「玉名市地域福祉計画」は、第2次玉名市総合計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画のなかでも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

また、「玉名市地域福祉計画」は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

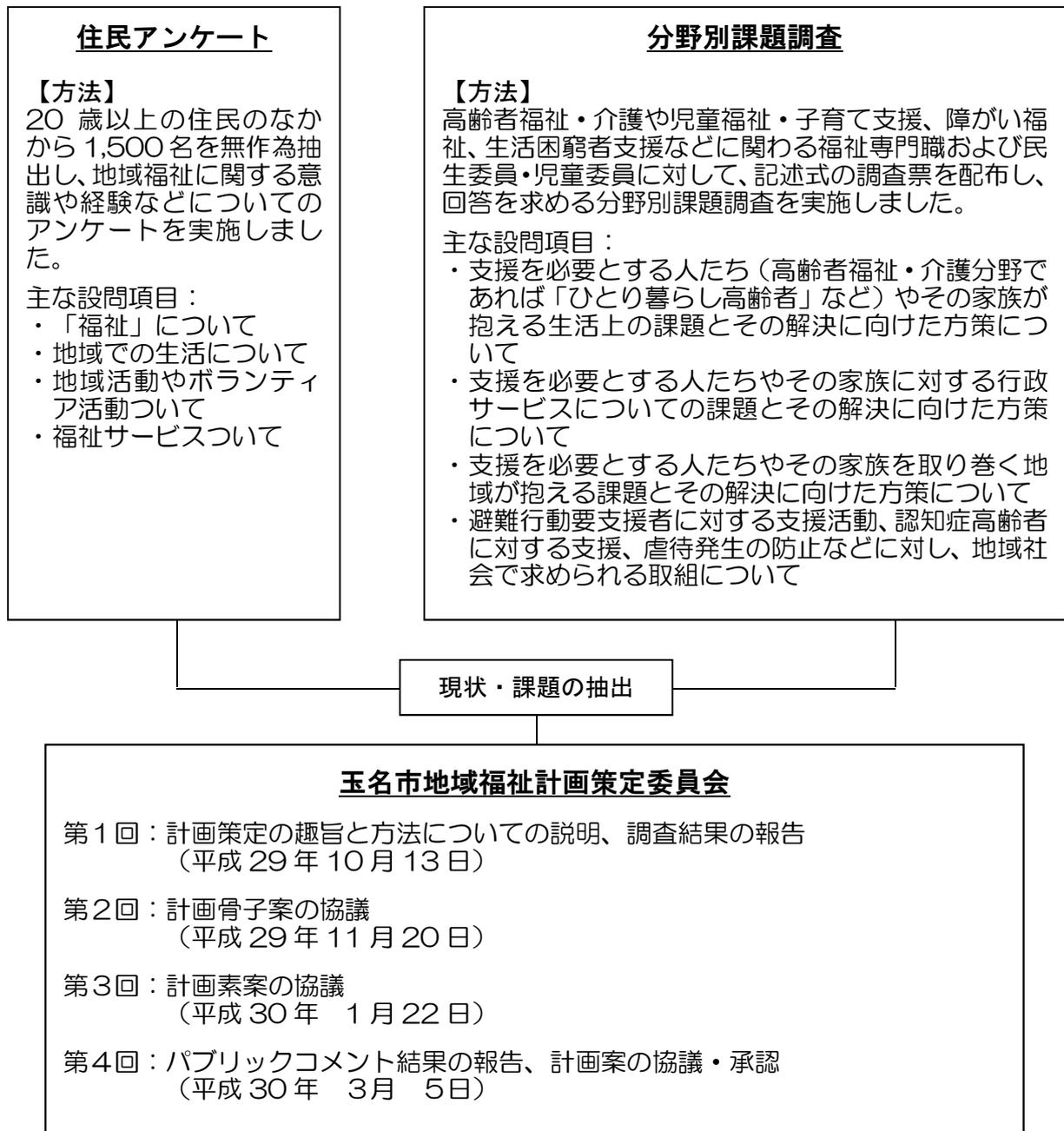
### <玉名市地域福祉計画の位置づけ>



## 第3節 計画の期間

「玉名市地域福祉計画」の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

## 第4節 計画策定の方法



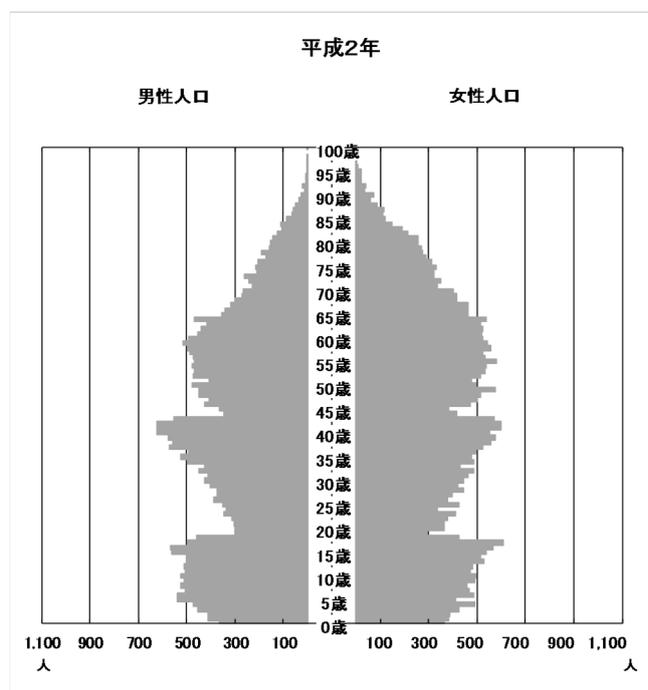


## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

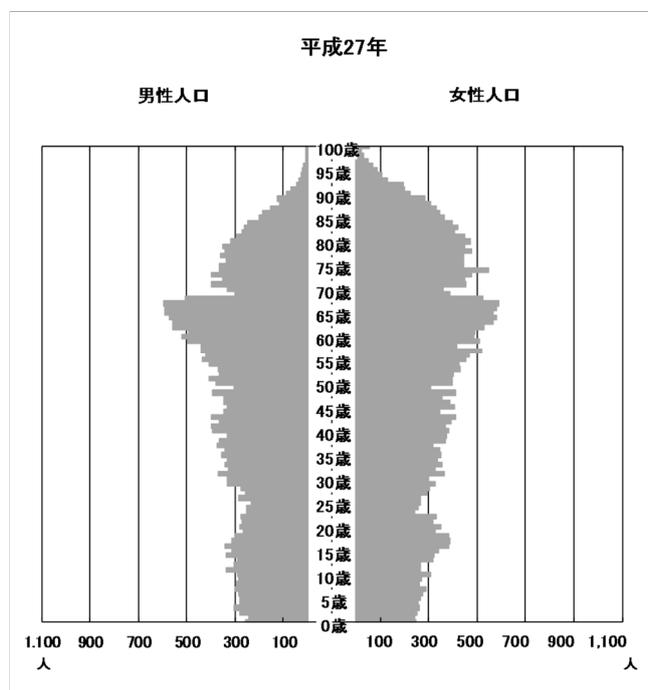
---

## 第1節 人口・世帯の状況

### 1 年齢人口構成の推移



平成2年（1990年）の年齢人口構成をみると、40歳代前半の年齢層に大きな山があります。この年齢層は、1947年から1949年の第1次ベビーブームの時期に生まれた、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちです。また、10歳代の年齢層にも大きな山がみられますが、この年齢層は、「団塊の世代」の子どもにあたる人たちです。



平成27年（2015年）の年齢人口構成をみると、「団塊の世代」の人たちが60歳代後半となって、その多くがそのまま定住している様子が見えます。そのため、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が一段と高まり、高齢化が急速に進行することになります。

一方、「団塊の世代」の子どもにあたる年代は40歳代になりますが、平成2年当時の10歳代の年齢層よりも大きく縮小していることから、その多くが転出したといえます。

さらに、この年齢層は子育て世代にあたることから、子どもの年齢層の人口も少なくなり、少子化が進行しています。

資料：国勢調査

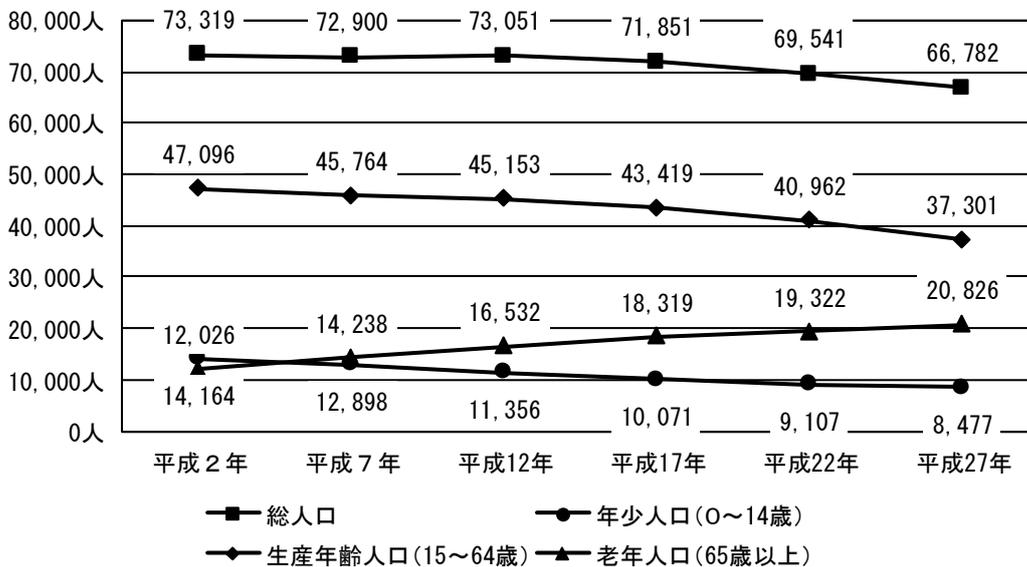
## 2 年齢3区分別人口構成の推移

玉名市の総人口は減少傾向にあり、平成2年の73,319人から平成27年には66,782人となり、25年間で6,537人減少しました。

年少人口（0～14歳）は、平成2年には14,164人であったものが、平成27年には8,477人まで減少しました。生産年齢人口（15～64歳）も、平成2年には47,096人であったものが、平成27年には37,301人まで減少しました。老年人口（65歳以上）は、平成2年には12,026人であったものが、平成27年には20,826人まで増加しました。総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には16.4%であったものが、平成27年には31.3%となりました。

急速に少子高齢化が進行しています。

<年齢3区分別人口構成の推移>



単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	73,319	72,900	73,051	71,851	69,541	66,782
年少人口 (0～14歳)	14,164 19.3%	12,898 17.7%	11,356 15.5%	10,071 14.0%	9,107 13.1%	8,477 12.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	47,096 64.3%	45,764 62.8%	45,153 61.8%	43,419 60.5%	40,962 59.0%	37,301 56.0%
老年人口 (65歳以上)	12,026 16.4%	14,238 19.5%	16,532 22.6%	18,319 25.5%	19,322 27.8%	20,826 31.3%

資料：国勢調査

※合計値は年齢不詳を含む

### 3 世帯構成の推移

玉名市の一般世帯総数は、増加傾向にあり、平成2年に20,424世帯であったものが、25年後の平成27年には24,398世帯となり、3,974世帯増加しました。

#### <世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	うち、高齢者ひとり暮らし	
		核家族世帯					その他の親族世帯					
		夫婦のみ	うち、高齢者夫婦のみ	夫婦とその未婚の子	父親とその未婚の子	母親とその未婚の子						
平成2年	20,424 100%	17,856 87.4%	11,240 55.0%	3,360 16.5% 100%	1,297 6.4% 38.6%	6,615 32.4%	158 0.8%	1,107 5.4%	6,616 32.4%	12 0.1%	2,556 12.5% 100%	1,060 5.2% 41.5%
平成7年	21,425 100%	18,242 85.1%	11,890 55.5%	4,007 18.7% 100%	1,849 8.6% 46.1%	6,486 30.3%	187 0.9%	1,210 5.6%	6,352 29.6%	28 0.1%	3,155 14.7% 100%	1,358 6.3% 43.0%
平成12年	23,051 100%	18,586 80.6%	12,799 55.5%	4,484 19.5% 100%	2,327 10.1% 51.9%	6,606 28.7%	242 1.0%	1,467 6.4%	5,787 25.1%	37 0.2%	4,428 19.2% 100%	1,717 7.4% 38.8%
平成17年	23,643 100%	18,733 79.2%	13,348 56.5%	4,687 19.8% 100%	2,705 11.4% 57.7%	6,562 27.8%	296 1.3%	1,803 7.6%	5,385 22.8%	66 0.3%	4,844 20.5% 100%	1,990 8.4% 41.1%
平成22年	24,274 100%	18,279 75.3%	13,501 55.6%	4,876 20.1% 100%	2,963 12.2% 60.8%	6,371 26.2%	308 1.3%	1,946 8.0%	4,778 19.7%	154 0.6%	5,839 24.1% 100%	2,412 9.9% 41.3%
平成27年	24,398 100%	17,850 73.2%	13,724 56.3%	5,080 20.8% 100%	3,307 13.6% 65.1%	6,273 25.7%	392 1.6%	1,979 8.1%	4,126 16.9%	140 0.6%	6,402 26.2% 100%	2,818 11.6% 44.0%

資料：国勢調査

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯総数に占める割合は、55%程度で推移し、おおむね半数の世帯が核家族世帯でした。核家族のうち、最も大きな割合を占める夫婦とその未婚の子からなる世帯については、一般世帯総数に占める割合が平成2年に32.4%であったものが、平成27年には25.7%まで減少しました。同様に、その他の親族世帯の割合についても、平成2年

の32.4%から平成27年には16.9%まで減少しました。その他の親族世帯についての多くは、親・子・孫の3世代からなる世帯となります。

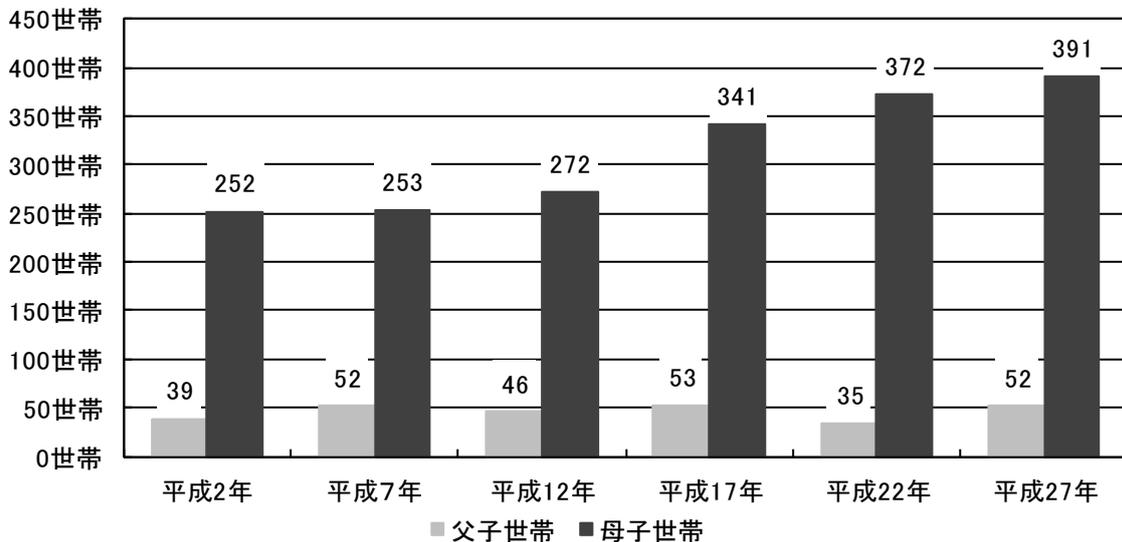
逆に、夫婦のみの世帯の割合は、平成2年の16.5%から平成27年には20.8%に増加しました。さらに、夫婦のみの世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。平成2年は夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯）の割合に注目すると、平成2年に38.6%であったものが、平成27年には65.1%となりました。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年に2,556世帯であったものが、平成27年には6,402世帯となり、25年間で3,846世帯増加しました。一般世帯総数に占める割合でも、平成2年の12.5%から、平成27年には26.2%まで増加しました。また、単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らしが占める割合は、平成2年に41.5%であったものが、平成27年には44.0%となりました。

核家族世帯や単独世帯の推移から、親と子もしくは親と子と孫からなる世帯の割合が減少、夫婦のみもしくは単独世帯の割合が増加し、世帯の小規模化が進行している様子がうかがえます。さらに、世帯の小規模化は、高齢者世帯がより顕著であるといえます。

また、父子家庭もしくは母子家庭（核家族世帯のうち未婚、死別または離別の母親または父親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）であるひとり親世帯については、母子世帯が増加傾向にあり、平成2年に252世帯であったものが、平成27年には391世帯となりました。

<ひとり親世帯の推移>



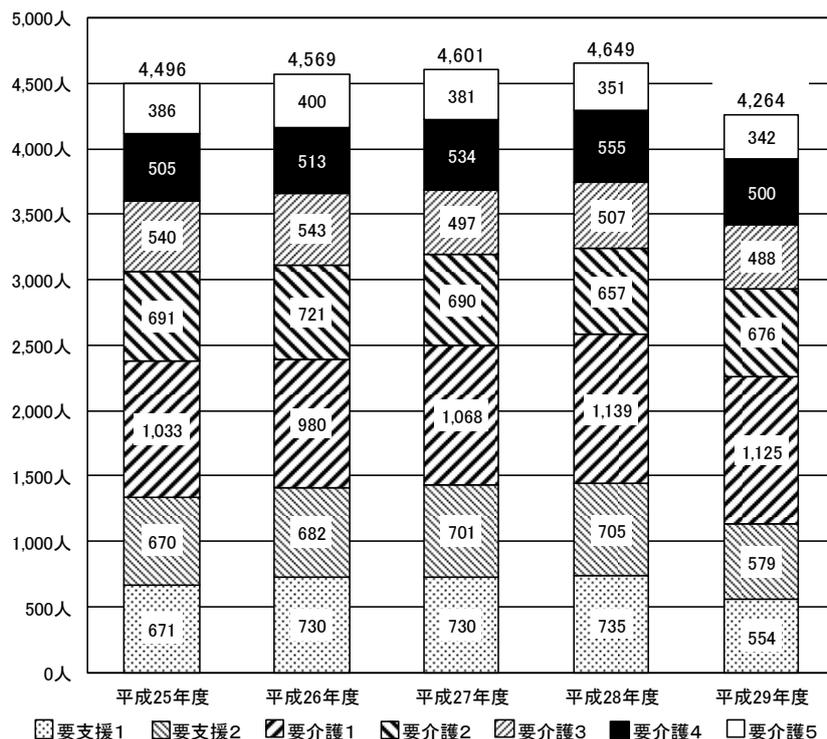
資料：国勢調査

## 第2節 支援が必要な人たちの状況

### 1 要介護・要支援認定者の状況

要介護・要支援認定者数は、平成25年度の4,496人から平成28年度の4,649人まで増加しましたが、平成29年度には、介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことに伴い、要支援1と要支援2の認定者が減少し、認定者の総数は4,264人まで減少しました。

＜要介護（支援）認定者数の推移＞



項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総数	4,496人	4,569人	4,601人	4,649人	4,264人
要支援1	671人 14.9%	730人 16.0%	730人 15.9%	735人 15.8%	554人 13.0%
要支援2	670人 14.9%	682人 14.9%	701人 15.2%	705人 15.2%	579人 13.6%
要介護1	1,033人 23.0%	980人 21.4%	1,068人 23.2%	1,139人 24.5%	1,125人 26.4%
要介護2	691人 15.4%	721人 15.8%	690人 15.0%	657人 14.1%	676人 15.9%
要介護3	540人 12.0%	543人 11.9%	497人 10.8%	507人 10.9%	488人 11.4%
要介護4	505人 11.2%	513人 11.2%	534人 11.6%	555人 11.9%	500人 11.7%
要介護5	386人 8.6%	400人 8.8%	381人 8.3%	351人 7.6%	342人 8.0%

資料：介護保険事業報告（各年度10月分）

## 2 障がい者手帳所持者などの状況

### (1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成25年の3,892人から一貫して減少し、平成29年には3,710人となりました。

年代別でみると、身体障害者手帳所持者の多くが65歳以上で、平成29年には、65歳以上の身体障害者手帳所持者が2,822人で、全体の76.1%を占めました。障がい程度別でみると、身体障害者手帳4級が最も多く、次いで最重度である1級が続きまして。平成29年には、身体障害者手帳1級の所持者と2級の所持者を合わせると1,532人で、全体の41.3%を占め、重度の身体障害者手帳所持者が半数近くとなりました。障がい種別でみると、肢体不自由のある人が最も多く、平成29年には1,866人で、全体の50.3%を占めました。

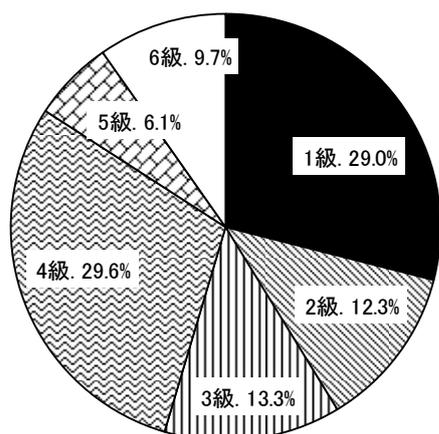
#### <身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

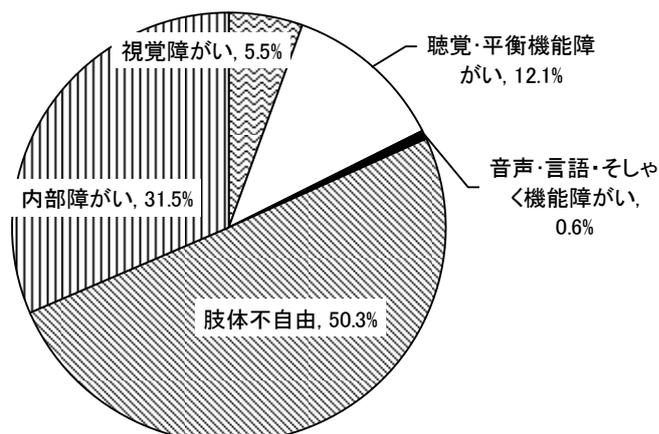
区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合計		3,892	3,874	3,828	3,768	3,710
年代別	18歳未満	42	43	42	45	47
	18～64歳	998	962	912	864	841
	65歳以上	2,852	2,869	2,874	2,859	2,822
障がい程度別	1級	1,147	1,116	1,106	1,081	1,076
	2級	505	503	479	479	456
	3級	548	543	525	507	493
	4級	1,158	1,174	1,153	1,114	1,098
	5級	196	204	214	228	227
	6級	338	334	351	359	360
障がい種別	視覚障がい	225	218	212	208	204
	聴覚・平衡機能障がい	461	458	467	466	448
	音声・言語・そしゃく機能障がい	24	26	25	27	24
	肢体不自由	1,996	2,012	1,968	1,926	1,866
	内部障がい	1,186	1,160	1,156	1,141	1,168

資料：総合福祉課（各年10月1日現在）

<障がい程度別の割合（平成29年）>



<障がい種別の割合（平成29年）>



## （2）知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者数は、平成25年の564人から一貫して増加し、平成29年には614人となりました。

年代別でみると、療育手帳所持者の多くが18～64歳で、平成29年では、18～64歳の療育手帳所持者が395人で、全体の64.3%を占めました。障がい程度別でみると、重度である療育手帳Aの所持者のほうが、中・軽度のBよりも少なく、平成29年では、療育手帳Aの所持者が258人で、全体の42.0%を占めました。

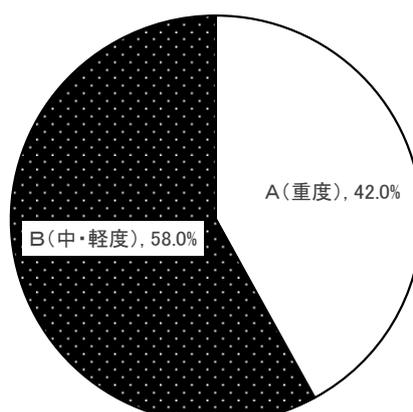
<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合計		564	581	595	596	614
年代別	18歳未満	125	122	137	133	141
	18～64歳	376	395	388	392	395
	65歳以上	63	64	70	71	78
障がい程度別	A(重度)	256	256	255	257	258
	B(中・軽度)	308	325	340	339	356

資料：総合福祉課（各年10月1日現在）

<障がい程度別の割合（平成29年）>



### (3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成25年の447人から平成27年の502人まで増加しましたが、その後減少に転じ、平成29年には488人となりました。

年代別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の多くが18～64歳で、平成29年には、18～64歳の精神障害者保健福祉手帳所持者が333人で、全体の68.2%を占めました。障がい程度別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の多くが2級で、平成29年には、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者が280人で、全体の57.4%を占めました。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、平成25年の892人から平成28年の966人まで増加しましたが、その後減少に転じ、平成29年には943人となりました。

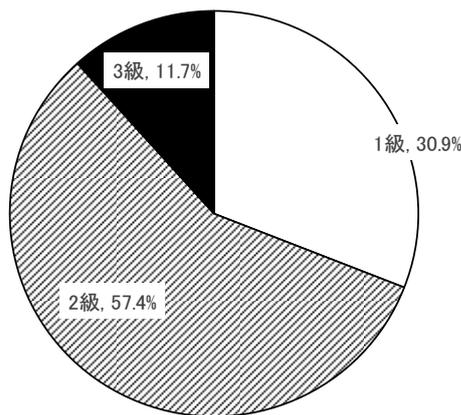
#### <精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位：人

区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合計		447	473	502	490	488
年代別	18歳未満	7	5	5	3	7
	18～64歳	319	328	346	337	333
	65歳以上	121	140	151	150	148
障がい程度別	1級	163	166	167	160	151
	2級	248	264	286	277	280
	3級	36	43	49	53	57

資料：総合福祉課（各年10月1日現在）

#### <障がい程度別の割合（平成29年）>



#### <自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移>

単位：人

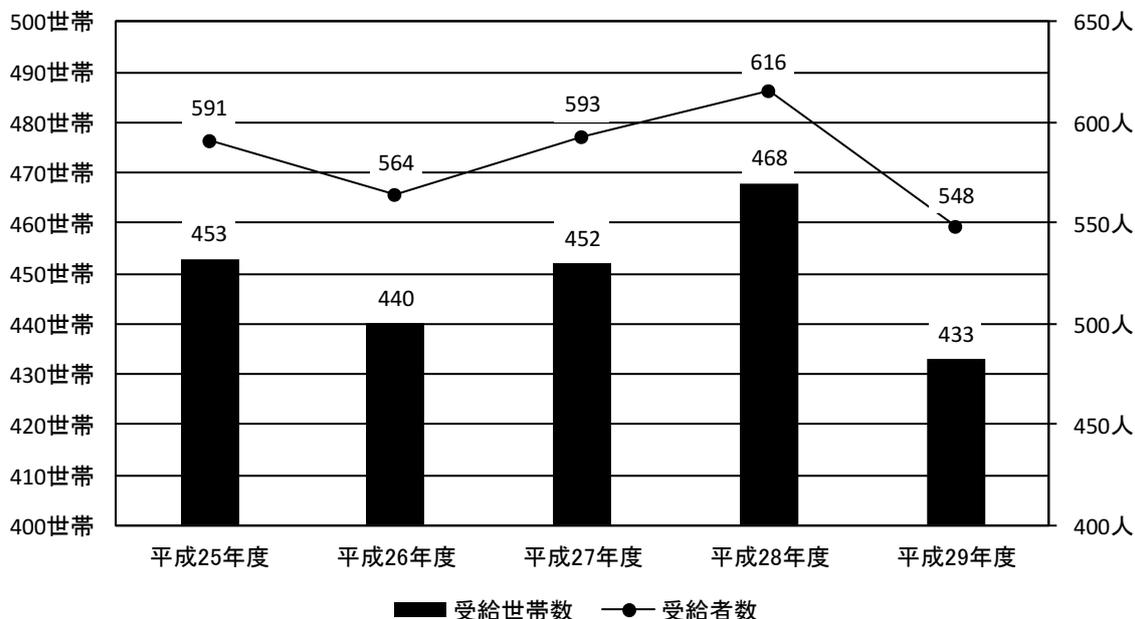
区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	892	912	943	966	943

資料：総合福祉課（各年10月1日現在）

### 3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

生活保護の受給世帯数と受給者数は、平成26年度から平成28年度の間、増加傾向にありましたが、平成29年度には減少に転じ、433世帯、548人となりました。

＜生活保護受給世帯数・受給者数の推移＞



資料：くらしサポート課（各年度10月1日現在）

また、父母が離婚するなどして父親または母親の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される児童扶養手当の受給者数については、平成25年度から平成28年度の間、増加傾向にありましたが、平成29年度には減少に転じ、625人となりました。

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

単位：世帯、人

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数	616	632	652	662	625

資料：子育て支援課（各年度10月1日現在）

## 第3節 社会資源の状況

本節では、地域福祉を推進していくために重要となる福祉サービスなどに関わる施設・事業所や人的な資源について整理します。

### 1 福祉サービスなどに関わる施設・事業所の状況

玉名市内に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障がい者福祉分野の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

#### <高齢者福祉・介護分野>

施設・事業所	か所数
高齢者福祉センター	2
軽費老人ホーム（ケアハウス）	0
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	12
介護老人保健施設（老人保健施設）	5
介護療養型医療施設	1
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	25
訪問看護事業所	10
訪問リハビリテーション事業所	1
通所介護（デイサービス）事業所	25
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	9
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）事業所	14
認知症対応型通所介護事業所	3
小規模多機能型居宅介護事業所	2
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	9
地域密着型通所介護事業所	8
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	1
居宅介護支援事業所	30
地域包括支援センター	1

資料：高齢介護課（平成29年10月1日現在）

＜児童福祉・子育て支援分野＞

施設・事業所	か所数
認可保育所（園）	19
幼稚園	3
認定こども園	3
小学校	21
中学校	7
学童保育所	14
子育て支援センター	6
児童発達支援事業所	1
放課後等デイサービス事業所	6
保育所等訪問支援事業所	1
障がい児相談支援事業所	5

資料：子育て支援課・教育総務課・総合福祉課（平成29年10月1日現在）

平成30年4月1日より、幼稚園は、1園が認定こども園に移行し、2か所となる予定  
平成30年4月1日より、認定こども園は、1園増加し、4か所となる予定  
平成30年4月1日より、小学校は、統合し、16か所となる予定

＜障がい者福祉分野＞

施設・事業所	か所数
障がい者支援施設	2
共同生活援助（グループホーム）事業所	7
居宅介護事業所	10
重度訪問介護事業所	10
同行援護事業所	5
行動援護事業所	2
生活介護事業所	5
自立訓練（生活訓練）事業所	2
就労移行支援事業所	3
就労継続支援（A型）事業所	7
就労継続支援（B型）事業所	7
短期入所事業所	3
相談支援事業所	6
地域活動支援センター	3

資料：総合福祉課（平成29年10月1日現在）

## 2 福祉活動に関する人的資源の状況

### 【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民のなかから選ばれ県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員のなかには、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下の通りです。

- ・住民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- ・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること

玉名市では、平成29年10月1日現在、149人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が12人）が活動しています。

### 【福祉協力員】

福祉協力員は、地域の支え合い活動を推進していくため、地域から選任された地域福祉活動を支える地域ボランティアの方々です。行政区ごとに50世帯あたり1名を目安に選任していただいています。

民生委員と連携して、地域の心配な方への見守り活動を中心に、地域に必要とされる福祉活動などへの協力を行っています。

#### <福祉協力員数の推移>

単位：人

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
福祉協力員	531	569	566	555	571

資料：社会福祉協議会

### 【ボランティア団体】

玉名市では、福祉活動のみならず、スポーツや文化芸術活動、環境活動、まちづくり活動などさまざまな分野で、誰もが人間らしく豊かに暮らしていける社会をめざした市民活動が行われています。このうち、社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターには、平成29年10月1日現在、67団体および58個人が登録されています。

ボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人や団体、施設などをつなぐ役割を担っています。また、活動に関する情報の提供や幅広い理解を進めるための講習会などを開催しています。ほかにも、活動中の事故などを補償するためのボランティア保険の手続きを行っています。

本計画における「ボランティア活動」はさまざまな市民活動のなかでも、地域福祉活動に主眼を置き、自分に身近なところで「自分にできること」を行う非営利活動全般を意味することとします。



## 第3章 計画の基本的な考え方

---

## 第1節 基本理念

玉名市においては、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域社会における「つながり」の希薄化などが要因となってさまざまな問題が発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのないひとりとして生活していくためには、すべての住民が地域において孤立することなく、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。

さらに、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが大切です。

このような考え方から、この計画の基本理念を、第2期計画を踏襲して「みんなで進めよう！ 誰もが安心していきいきと暮らせる 福祉のまちづくり」と設定し、住民と行政が協働して、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていきます。

**みんなで進めよう！**

**誰もが安心していきいきと暮らせる**

**福祉のまちづくり**

## 第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つの柱を設定します。

### 支援につながる仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉に関する支援を利用できる地域をめざします。そのために、福祉に関する支援についての情報提供や相談支援体制を充実させ、福祉に関する支援につながる仕組みづくりを進めます。

### 連携した支援ができる体制づくり

誰もが必要なときに連携が図られた支援を利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域福祉の充実のために関係する組織や団体がともに協力し合っていくことで、連携した支援ができる体制づくりを進めます。

### 安心して暮らせる基盤づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、隣近所などでの身近な助け合いとともに、地域での組織的な支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らせる基盤づくりを進めます。

### 気軽に参加できる環境づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し、交流の場を充実させ、参加しやすい地域活動やボランティア活動の推進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりを進めます。

## 第3節 取組の体系

基本理念	基本目標	取組
<p>みんなで進めよう！ 誰もが安心していきいきと暮らせる 福祉のまちづくり</p>	<p>I 支援につながる 仕組みづくり</p>	1 支援の情報をわかりやすく伝える
		2 身近で気軽な相談支援を進める
		3 相談支援の専門性や利便性を向上させる
	<p>II 連携した支援ができる 体制づくり</p>	1 福祉サービスの量や質の充実を図る
		2 連携しながら相談支援を進める
		3 包括的な支援の充実を図る
	<p>III 安心して暮らせる 基盤づくり</p>	1 隣近所などでの身近な助け合いを進める
		2 地域での組織的な支援を進める
		3 災害時の避難に備える
	<p>IV 気軽に参加できる 環境づくり</p>	1 人権や福祉のことについて学ぶ
		2 気軽に参加できる交流の場を広めていく
		3 地域の活動や行事に参加しやすくする
		4 ボランティア活動に参加しやすくする

## 第4章 取組と役割分担

---

## 基本目標Ⅰ 支援につながる仕組みづくり

### 1 支援の情報をわかりやすく伝える

#### ●● 現状と課題 ●●

○福祉に関する支援の情報を必要としている人たちに伝えていくための工夫が大切である

**分野別課題調査**では、「行政サービスの内容が、高齢者やその家族に十分に浸透していないと思う。知られていないことが多いのではないだろうか」や「行政サービスを知るところが少ないと思う。情報過多の社会のなかでどれが正しいのか適切な判断が難しい。子育て家庭のニーズに合わせた情報を提供できるようにすることが大切だ」などの意見がありました。また、障がい福祉分野からも同様に「どのような行政サービスがあるか周知ができておらず、必要な人が必要なサービスを受けておられない実態があると思う」などと指摘する意見がありました。

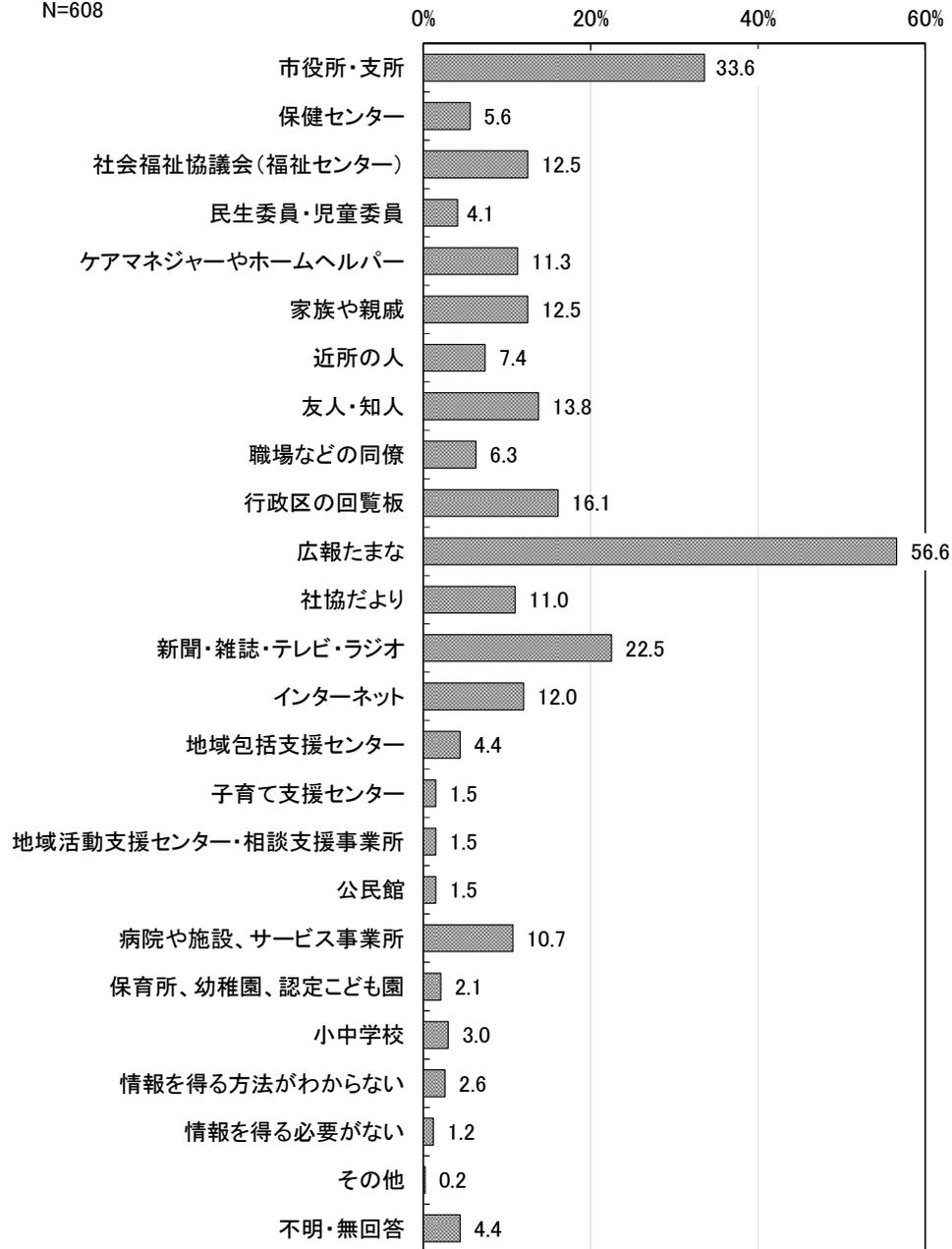
○市役所が発信する福祉に関する支援情報は、住民の重要な情報源である

**住民アンケート**では、福祉サービスに関する情報源についてたずねたところ、「広報たまな」が56.6%で最も高くなりました。

また、福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するために、市役所が取り組むことについてたずねたところ、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が70.6%で最も高くなりました。

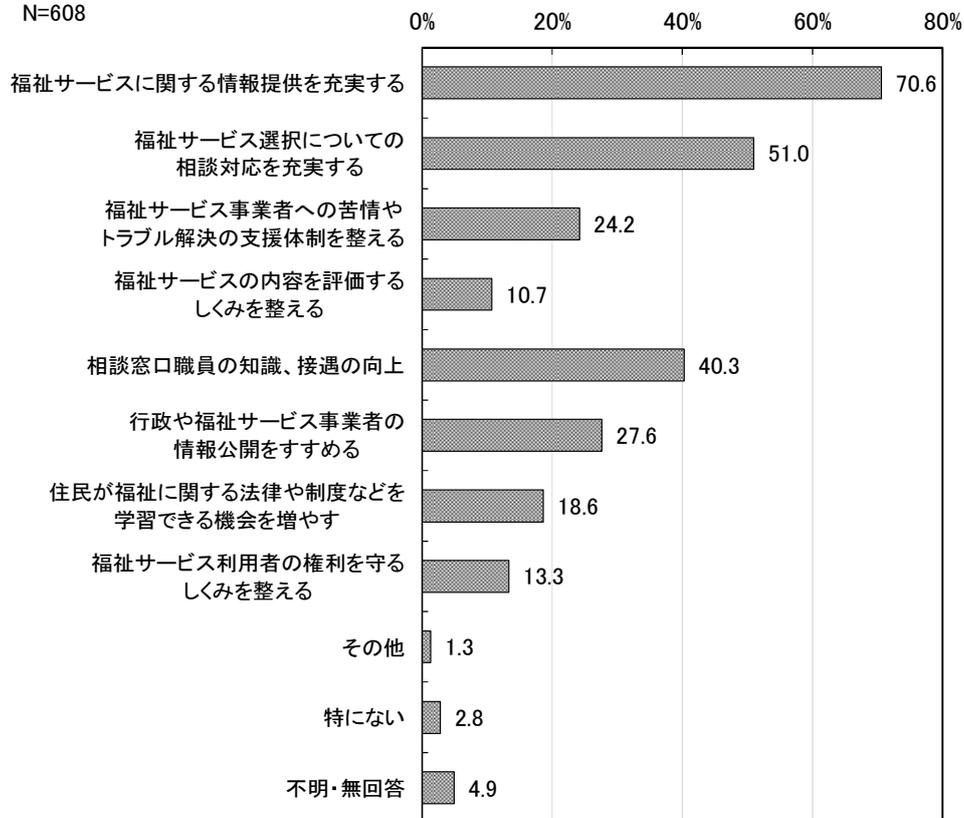
問 あなたは、現在、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから（どのようにして）入手していますか

<複数回答>  
N=608



問 福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するため、市役所ではどのようなことに取り組む必要があると思いますか

〈複数回答〉  
N=608



取組の方針

- ◇ 福祉に関する支援を必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを進めます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

## 取組の役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● 広報紙や回覧板などをよく読み、福祉に関する支援についての知識を身につけます。</li><li>● 福祉に関する支援についての講演会や研修会などに参加するよう心がけます。</li><li>● 福祉に関する支援について、どのような情報が必要なのかということ周囲に求めると同時に、積極的に発信します。</li></ul>
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● チラシや回覧板などを活用し、必要な福祉に関する支援の情報を伝達します。</li><li>● 福祉に関する支援について、情報交換や意見交換ができる場を設けます。</li><li>● 福祉に関する支援についての講演会や研修会等などを地域で開催します。</li><li>● 行政区や老人会、民生委員・児童委員や福祉協力員などによる見守り活動のなかで、福祉に関する支援の情報を提供します。</li><li>● 民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。</li></ul>
事業所などが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● 福祉サービス事業所では、必要な福祉に関する支援などについての情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。</li><li>● 福祉サービス事業所では、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学などを積極的に開催します。</li></ul>
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社会福祉協議会の役割や活動内容について幅広く周知します。</li><li>● 「社協だより」で、福祉に関する支援の情報提供の充実を図ります。</li><li>● 「社協だより」やホームページ、パンフレットに掲載する内容を、平易な文章とするなど工夫し、わかりやすい情報提供に努めます。</li><li>● 研修会や講座のなかで、福祉に関する支援や地域での福祉活動についての情報提供を行います。</li><li>● 相談窓口では、情報提供のみに留まることなく、適正な利用につながるよう十分に配慮します。</li><li>● 福祉サービスの利用や支援について、情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問するなど、きめ細かい情報の提供に努めます。</li></ul>

行政が  
取り組むこと

- 「広報たまな」で、福祉に関する支援についての情報の提供の充実を図ります。
- 福祉に関する支援の情報提供について、高齢者向けに文字を大きくしたり、障がいのある人向けに音訳したり、外国人向けにはふりがなを表示するなど、情報の受け手の特性に合わせた方法を工夫します。
- ホームページやパンフレットなどについては、見やすく読みやすくなるよう工夫するとともに、インターネットを活用しながら、福祉に関する支援についての情報を提供するよう努めます。
- 福祉に関する支援の内容や利用の手続きなどの情報を分かりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、対象となる人に配布できるよう努めます。
- 地域の組織や団体、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の浸透に努めます。
- 情報の受け手の対象を絞り、確実かつ効率よく福祉に関する支援についての情報を提供するため、支援の提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用します。
- 福祉に関する支援についての情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーションの支援が行える体制を整えます。
- 福祉に関する支援についての説明会を開催するとともに、その会場では、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。
- 福祉に関する支援の情報窓口では、情報提供のみに留まることなく、必要なサービス利用につながるよう十分に配慮します。
- 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人などには、その家族に対しても丁寧に説明するなど、情報が行き届くよう努めます。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問相談支援を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

## 2 身近で気軽な相談支援を進める

### ●● 現状と課題 ●●

○困りごとや悩みごとについて、身近で気軽に相談できる場や機会が求められている状況にある

**分野別課題調査**では、高齢者福祉・介護分野から「息子や娘が遠方において、高齢夫婦の変化に気づいていないケースがある。隣近所や民生委員の行き来がある場合は、初期の段階で支援につながる場合もあるが、そうでない場合もある」などの意見とともに、「誰に相談していいかわからず抱え込んでいる人が多いのではないか。介護保険の申請に至らない状況でも、息がつまっている人たちも多いかと思う」や「夫婦どちらかが、介護をしているならば、なかなか周りの人に相談できずにいるかと思われる」などと指摘する意見がありました。

児童福祉・子育て支援分野からは、「父親の育児参加が少なく母親ひとりでの育児にストレスや悩みを抱えている」や「子育て面でどのように育てていいかと悩みを相談される家庭が多いように思う。祖父母などのアドバイスもなく、ひとりで悩まれている場合が多いように感じる」、「何でもひとりでしなければならぬという、負担が大きいと思う。悩みを相談できる人が身近にいないと精神的にも不安になり、そのことが子どもにも影響してくると思う」などの意見がありました。また、そのために「相談したいことがあったり、不安（子どもの体調の変化）で話をしたいときなどに、常時対応できる機関や話を聞いてくれる人がいれば安心も大きくなると思う」や「子育て支援課などに相談に行きにくい家庭もあると思うので、もう少しハードルの低い、気軽に子育ての相談ができる場があればいいと思う」などと指摘する意見がありました。

民生委員・児童委員からは、「以前は婦人会、子ども会、おじいちゃん、おばあちゃんとの同居等でつながりがあり、親同士のコミュニケーションが今よりもあったと思われるが、両親も多忙でそのつながりも希薄に思われる。悩み相談の場所が必要ではないだろうか」などの意見がありました。

## 取組の方針

- ◇ 民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人たちが、住民の身近で気軽な相談相手になるように、また、市役所・支所や社会福祉協議会の相談窓口、相談支援を行っている福祉サービス事業所など、地域の相談支援機関が、住民にとってより身近なものとなるように努めながら、相談支援の充実を図ります。

## 取組の役割分担

自分や家族が 取り組むこと	●困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関などに気軽に相談します。
隣近所が協力して 取り組むこと	●近所づきあいを大切に、お互いに気軽に相談し合える関係を築きます。 ●隣近所の人困りごとで悩んでいたら、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関などに、気軽に話してみるよう声をかけ合います。
地域の組織や団体が 取り組むこと	●相談活動に携わる人たちは、日頃から自分のことやその役割について、住民に知らせるよう心がけます。また、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。 ●相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりを進めます。
事業所などが 取り組むこと	●福祉サービス事業所が利用者やその家族にとって、より身近で気軽な相談の場となるよう、相談機能の向上に努めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	●誰もが気軽に相談できる雰囲気や環境を整えます。
行政が 取り組むこと	●誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関の周知を図ります。 ●相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援を進めます。 ●地域において相談支援に携わる人たちに対し研修を行い、スキルアップを図ります。

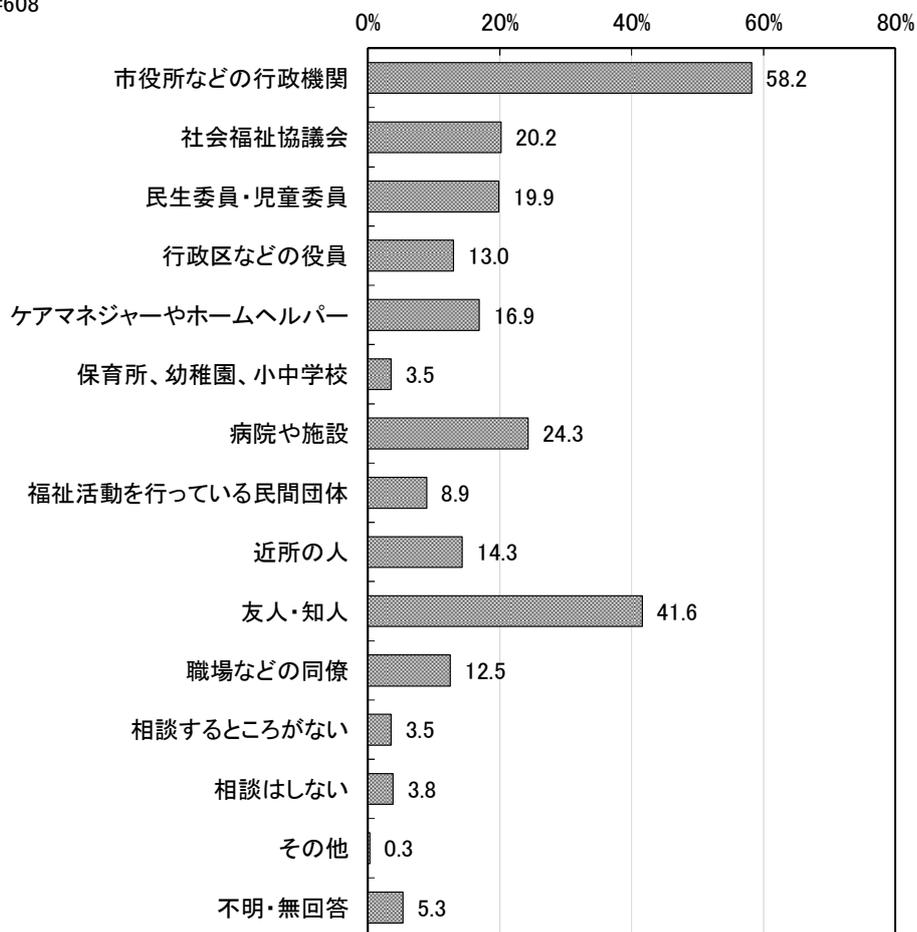
### 3 相談支援の専門性や利便性を向上させる

#### ●● 現状と課題 ●●

○市役所などの行政機関は、福祉に関する支援の相談先として期待度が高い状況にある  
住民アンケートでは、生活上の困りごとを抱えたときの家族以外の相談場所や相談相手についてたずねたところ、「市役所などの行政機関」が58.2%で最も高くなりました。

問 あなた自身やご家族が、生活上の困りごとを抱えた時、家族以外で、どこ（誰）に相談しますか

〈複数回答〉  
N=608



○必要な支援につないでいくための相談支援を工夫していくことが大事である

分野別課題調査では、必要な支援につないでいく相談支援の必要性について、高齢者福祉・介護分野から、「高齢になっても収入があったり、家族による介護を受けることのできる高齢者は安定した生活ができるが、収入が低かったり、身寄りのない高齢者の多くは、生活上の困りごとを抱えるが増えると思う」や「軽度の認知症の方の支援について、特にひとり暮らしの人は介護サービスや近所の人たちの支援にも限界がある。有料老人ホームなどで生

活している人はいいが、自宅で独居の場合、薬の管理、通院、食事面など、いろいろな問題がある」などと指摘する意見がありました。

児童福祉・子育て支援分野からは、同様に、「少しの間もじっとしてられない子、大事な話だといっても聞いていない子、気に入らないと長時間泣きわめく子など対応に苦慮する子どもが増えている」などと指摘する意見がありました。

障がい福祉分野からは、「親亡き後について、本人や親が悩まれる部分は大きいと思う」や「本人の高齢化に伴い、支えている家族も高齢になり、先のことが不安になっている」などの意見とともに、「身近であるがゆえに抱え込みやすく、かなり行き詰った状況にまでならないと相談できない家族が多い。本人への対応で疲弊してしまい、適切な判断ができなくなっていることもよくある。家族も当事者だと思う。支援が必要だ」や「障がいのある人やその家族は支援などの相談をどこに相談したらいいのか分からない。相談するのが恥ずかしいと思っている家族もいる」などと指摘する意見がありました。

民生委員・児童委員からは、「絶えず障がいのある人や子どものことを気にかけて生活しなければならず、精神的負担が大きいと思う。障がいのある子どもを抱えている家族は本人の将来の自立のことが大きな不安であると思う」などの意見がありました。

○意思決定支援をはじめとする専門性の高い相談支援が求められている状況にある

**分野別課題調査**では、障がい福祉分野から、「自立した生活を支援できるサービスが限られている」などの意見とともに、「ニーズを適切に把握し、それを支援するサービスが充実していれば、希望にそった質の高い生活ができるのではないかと思う」や「施設側が障がいのある人のことを勝手に決めたりせず、本人が判断するサポートを行うことが大事だ」などと指摘する意見がありました。

## 取組の方針

- ◇ 困りごとを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応することができるよう相談支援の専門性を向上させるとともに、丁寧できめ細かな相談窓口での対応を進めていくことで、相談者の利便性の向上を図ります。

## 取組の役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分や家族だけで解決していくことが困難な悩みは抱えこまず、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。</li> <li>●家族が困難な問題で悩んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけます。</li> <li>●必要に応じて、広報やホームページなどを利用して、専門的な関係機関の相談窓口に関する情報を収集します。</li> </ul>
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所の人の子育てや福祉、介護などのことで悩んでいたり、困りごとを抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。</li> </ul>
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉に関する支援についての専門的な関係機関の相談窓口のことを知らせていきます。</li> <li>●生活上での困りごとについて、専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。</li> </ul>
事業所などが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉に関する支援についての相談に応じる福祉サービス事業所では、相談員の専門性の向上に努めるとともに、相談者の利便性の向上につながるよう、相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>●利用者本人の利益を最優先に考え、本人の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。</li> </ul>
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談員の専門性の向上に努めるとともに、相談者の利便性の向上につながるよう、相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>●積極的に地域へ出向き、相談窓口に来ることができない人の困りごとにも支援が届く、相談支援の実現に努めます。</li> <li>●地域において相談支援に携わる人たちの知識・技術などの向上を図ります。</li> <li>●市や各種専門機関と情報交換や連携の強化を図ります。</li> </ul>

行政が  
取り組むこと

- 地域包括支援センターや子育て支援センター、地域活動支援センターなどを地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。
- 相談窓口担当職員の知識向上のため、研修などへの参加を促します。
- 専門性の高い相談支援に対応するため、専門職の配置や専門的な福祉サービス事業所への業務委託などにより、相談支援体制の強化に努めます。また、専門の関係機関や団体との情報交換や連携を強化します。
- 相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。
- どのようなことが、どこに行けば相談できるのかを分かりやすくするため、多岐にわたる各種相談窓口をコンパクトに整理しながら、周知を図ります。
- 担当する相談窓口が複数箇所にまたがる際には、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じ、同行しながら支援します。
- 相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問相談支援を行うなど、相談支援の利便性の向上に努めます。

## 基本目標Ⅱ 連携した支援ができる体制づくり

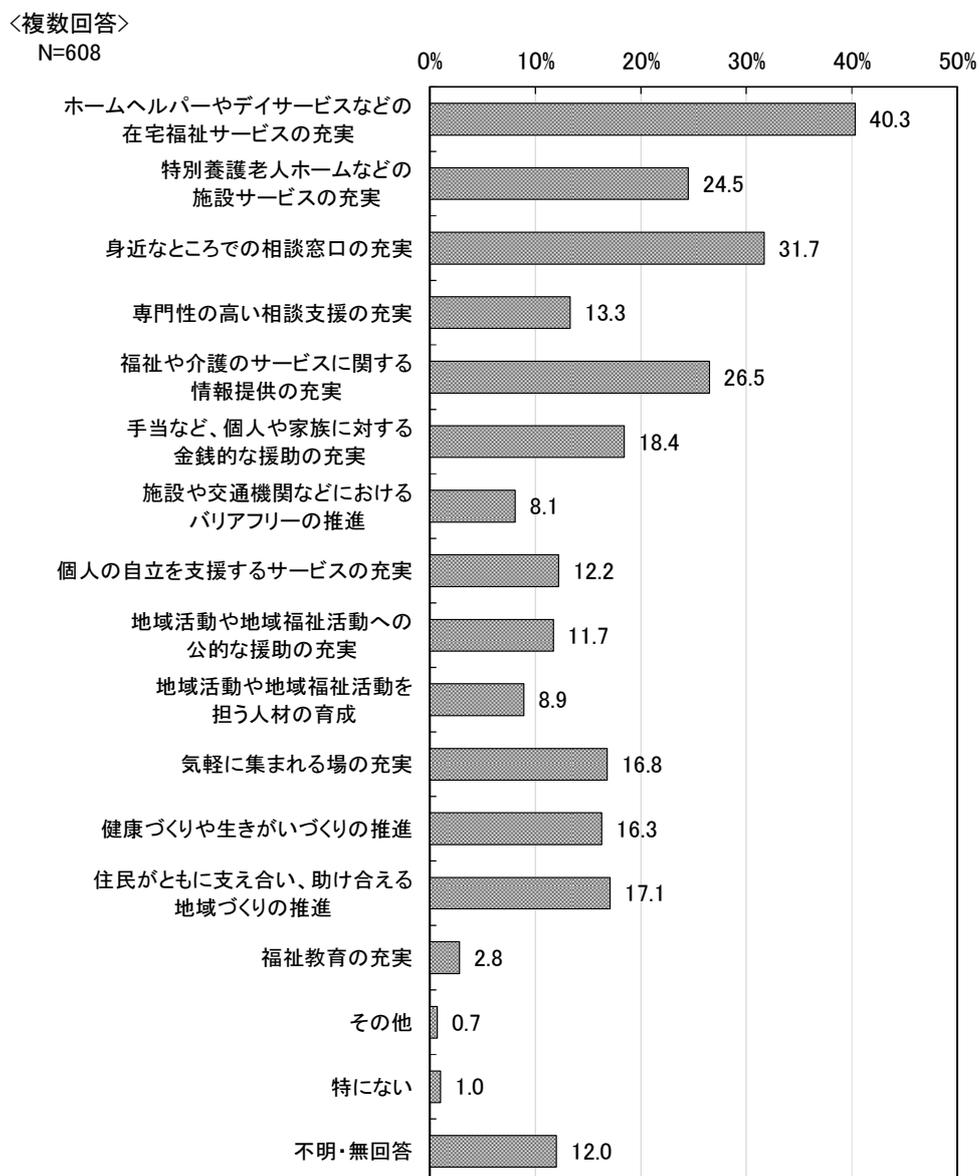
### 1 福祉サービスの量や質の充実を図る

#### ●● 現状と課題 ●●

○在宅福祉サービスの充実が求められている状況にある

住民アンケートでは、住み慣れた地域で、安心して暮らしていくための大切な福祉のあり方についてたずねたところ、「ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」が40.3%で最も高くなりました。

問 住民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか



**分野別課題調査**では、高齢者福祉・介護分野から、「家族介護者が肉体的にも精神的にも苦勞している。結果的に、家族間の関係性が悪化してしまうこともあるようだ」や「家族は、働いている人が多く、仕事と介護の両立が難しいケースが多い」、「夫婦のどちらかが体調を崩したとき、介護が必要になったとき、老老介護になってしまうので、大変な状況になる」などの意見がありました。

民生委員・児童委員からは、「二人暮らしの方で、二人とも足、腰が悪くても、かばい合いながらされています。大変です」や「老々介護という世帯はあり、介護している人の身体的、気分的な憂鬱感は大変なものと思う」、「老々介護は大変です。特に奥さんに認知症があると、ご主人は今までしたことのない家事に介護が加わり、時々手が出ることもある。悪いとわかっているけど自分の気持ちが抑えられないと言われていました」などの意見がありました。

児童福祉・子育て支援分野からは、「子どもが熱発したり病気になったりしても、共働きでどちらも休みが取れず看病ができない」や「母親が病気や急用・出産の際、子どもの世話を気軽に安心して依頼できる場所がないため、子育てに関して心の余裕がないと思う」などの意見がありました。

障がい福祉分野からは、「介護者（両親、家族）の高齢化により、在宅において今まで通りの身体介助ができなくなり、施設入所を余儀なくされる。しかし、施設も待機している人が多く、簡単に入所できないのが現状だ」と指摘する意見とともに、「療育を受けられる事業所は多くなっているが、まだまだ不足している」や「家族が急に病気になったり、用事ができたときなどに宿泊できる施設があるか心配されていると思う」、「医療的ケアの必要な方の受け入れ可能な施設が少ないように思う。日中の利用やショートステイなどの利用が可能な施設が増えれば家族の介護負担軽減につながると思う」などの意見がありました。

#### ○利便性の高い外出支援が求められている状況にある

**分野別課題調査**では、「高齢のため運転免許証を返納したことにより、病院などへ行けなくなり困っている人が多い」や「地域によっては交通の便の悪いところなど、生活する面で不便を感じることもある」などの意見がありました。また、そのために「通院など外出時に手軽で安価なサービス（送迎や代行）を利用できるシステムづくりが必要と思う」などと指摘する意見がありました。

## 取組の方針

- ◇ 法や制度に定める支援や各種福祉サービスについて、必要とする住民に対し適切に提供できる体制づくりを進めることで、支援の量の確保と質の向上を図ります。

## 取組の役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、説明を求めます。</li><li>●福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口などを活用します。</li><li>●福祉サービスの適切な利用のため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を必要に応じて活用するよう心がけます。</li></ul>
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●福祉サービス事業所での行事などに積極的に参加し、交流を深めながら、地域と同事業所との信頼関係を築きます。</li></ul>
事業所などが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めます。</li><li>●福祉サービス事業所での行事などに地域からの参加を求め、交流を深めながら、同事業所と地域との信頼関係を築きます。</li></ul>
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い福祉サービスを提供します。</li><li>●金銭管理を含む地域福祉権利擁護事業の利用促進に向けて周知するとともに、生活支援員の質の向上に努めながら、本事業の円滑な実施を進めます。</li><li>●福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、苦情相談窓口や第三者委員等の苦情解決制度を説明するとともに、その解決に向けて適切に対応します。</li></ul>

行政が  
取り組むこと

- 各福祉・介護分野でのそれぞれの行政計画を進めることにより、サービスの質や量の充実に努めます。
- 住民からの求めに的確に対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービスの充実に努めます。
- 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取組について啓発します。
- 地域公共交通のあり方について検討を進めます。
- 福祉バスの運用については、利用者の利便性を高めるための検討を進めます。
- 福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう住民へ啓発します。
- 福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員等の苦情解決制度について周知します。
- 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。また、苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員等の苦情解決制度について周知します。
- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、分かりやすく周知・啓発するとともに、その利用促進を図ります。

## 2 連携しながら相談支援を進める

### ●● 現状と課題 ●●

○家族が複合的な問題を抱えていることが多く、丁寧な相談支援が大事である

**分野別課題調査**では、生活に困窮する高齢者などの様子について、「入院したときの入院費が心配で、日頃から切り詰めた生活をされている。暑くてもエアコンをつけられず、扇風機で過ごされていることも多く、食、住、清潔面すべてに不足を感じることもある」や「十分な食事を確保できず、低栄養状態から体調を崩す状況がみられる」などの意見がありました。

またそのために、「ひとつの機関だけでは支援に限界がある。相談者がひとりであっても抱えている問題は多く、複雑であることから、連携した支援が必要である。連携するにあたり、役割分担を決め“チームで支援する”ことを支援者は意識しなければならない。相談者が来ることを待つだけでなく、アウトリーチも必要」や「ひきこもっている人などで、福祉サービスにつがっていない人への支援が今後の課題だと思う。そのために相談支援機関と連携したアウトリーチ型の支援が大事になる」などと指摘する意見がありました。

○支援が必要な世帯のことを地域から関係機関にきちんとつなぐことが大切である

**分野別課題調査**では、生活困窮者支援分野から、「年金暮らしの独居または夫婦の世帯では、医療費の捻出が厳しい傾向にある。家族や知人、地域の民生委員・児童委員や区長などに相談して、生活困窮相談窓口へつなげてもらうことが重要である」や「民生委員・児童委員や区長などからの声かけにより、生活困窮者を相談窓口へつないで（同行）いただくことが重要だと思う」などの意見がありました。また、そのために「生活困窮者の早期発見のためにも、地域の連携が必要。区長、民生委員・児童委員などの地域の方のつなぎの役割は大きい。うまく連携ができるように、区長、民生委員・児童委員などへの研修や勉強会などを行ってはどうか」などと指摘する意見がありました。

民生委員・児童委員からは、「生活困窮者のなかには自分から相談に行くと言う人はあまりいないと思う。周囲がそれを見守って該当者の心当たりがあれば支援機関へ連絡する。地域社会とのつながりを持てれば早期支援につながる可能性大」などの意見がありました。

## 取組の方針

- ◇ 複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱える人や世帯などにすみやかに対応し、適切な福祉に関する支援につながるように、市役所・支所内や、地域の相談支援機関や関係機関の間で情報共有や連携を強化しながら、相談支援を進めます。

## 取組の役割分担

自分や家族が 取り組むこと	●自分や家族の力だけでは解決ができない課題を抱え込まず、専門的な相談窓口を利用するよう心がけます。
隣近所が協力して 取り組むこと	●隣近所の人が複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。
地域の組織や団体が 取り組むこと	●日頃から、複雑かつ多問題化した生活上の課題に関する専門的な相談窓口のことを知らせていきます。 ●複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいることが確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。
事業所などが 取り組むこと	●福祉サービス事業所で、利用者が複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱えているときには、関係する機関や事業所などと情報を共有し、連携を図りながら、相談支援を進めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	●地域の相談支援に取り組む組織や団体、事業所などと協力や連携を図りながら、生活上の課題を抱える人や世帯の相談支援に応じていく体制づくりを進めます。 ●生活福祉資金貸付事業の利用契約時や利用時だけでなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、必要に応じて、関係機関と情報を共有し、連携を図りながら相談支援を進めます。
行政が 取り組むこと	●地域で活動している相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら、複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に応じていく体制づくりを進めます。 ●生活に困窮する人や世帯に関わる情報を市役所・支所内で共有することで、すみやかに相談支援につながるよう努めます。

### 3 包括的な支援の充実を図る

#### ●● 現状と課題 ●●

○多くの生活上の課題を抱える世帯に対する市役所・支所内ならびに関係機関が連携した丁寧な支援が大事である

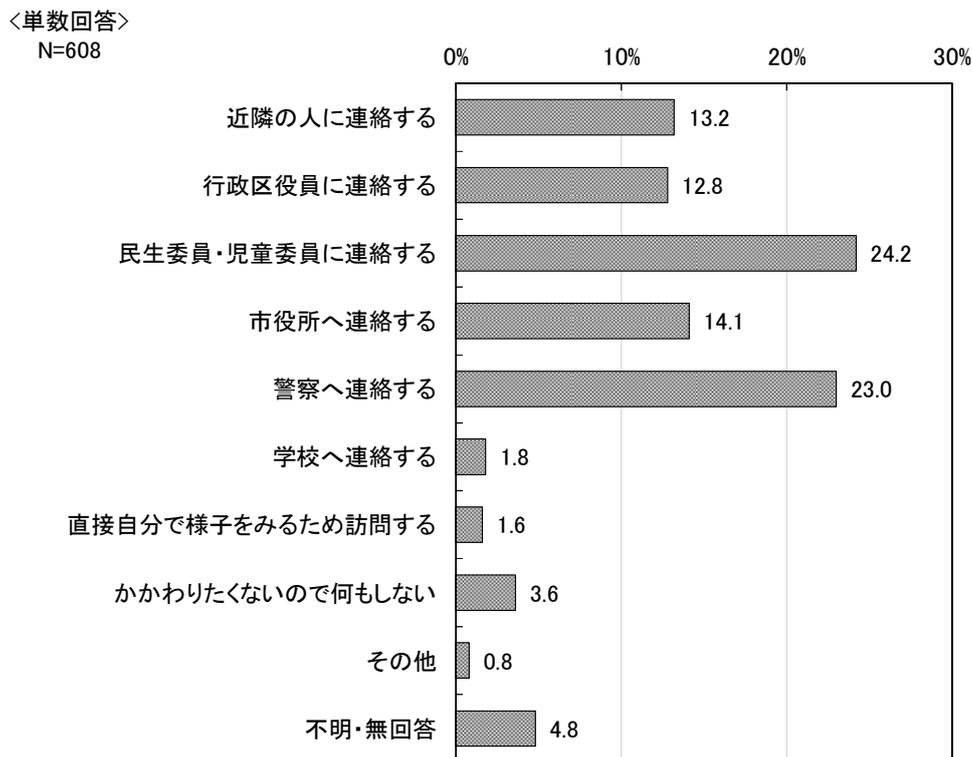
**分野別課題調査**では、生活に困窮する高齢者の様子について、「介護サービス、医療を受ける必要がある状態であっても、経済的な問題からサービス利用を控えたりする。また、そのことによってさらに身体機能の低下や病状を悪化させてしまうこともある」や、子育て家族の様子について、「医療費の支払いが難しく、病院に連れて行かない、行けない」や「学童保育の保育料の負担が大きく、預け続けたいが『留守番させます』とやめる家庭が多い」などの意見がありました。

また、そのために「高齢者ということで、認知症などが疑われるケースも多い。高齢介護課や地域包括支援センターとの連携が重要になる。各種サービス（ヘルパー利用、預かりサービス等）の利用も必須になるので、さらに連携を強化する必要性があると感じる」や「生活困窮者は多課題を抱えているケースが多いため、ひとつの機関で完結するケースは稀である。さまざまなケースが考えられるため、その分野を最も得意とする専門機関が主となってサポートを行うことが大切である。そのためにはサービスを行う側が、同じ立場に立って連携を図れる体制づくりが必要と感じる」、「庁内の連携、庁外の連携。生活困窮者支援はひとつの課だけでは対応できないことが多く、連携した支援が必要。支援により各々の課や組織において、悪いことは起きないと思う。更なる協力と連携が必要だと思う」などと指摘する意見がありました。さらに、「未就労の子ども（40～50代）の扶養が重くのしかかっている高齢者世帯も見受けられる。高齢者に関わる支援（仕事）をしている人たちの気づきによって、『市役所でも就労支援を行う窓口がある』とつないでもらうことで、子どもの就労自立が可能と考える」などの意見もありました。

○虐待の早期発見や防止のために関係機関が連携を強化していくことが大事である

住民アンケートでは、虐待が発生していると思われたときの最初の対応についてたずねたところ、「民生委員・児童委員に連絡する」が24.2%で最も高く、次いで「警察へ連絡する」が23.0%、「市役所へ連絡する」が14.1%となりました。

問 もしあなたの周囲で、虐待が発生しているとあなた自身が思われたら、最初に対応しますか



分野別課題調査では、「少しでもおかしいと思うことがあれば、専門機関に連絡をすることが大切だと思う」との意見とともに、「介護うつなどが原因になっての虐待にもなりかねず、介護者にも不幸な事態とならないよう、介護者に対する支援も必要だ」や「子育て支援・虐待：家庭の問題を気軽に相談できる場所、機関を設けることで、家庭の孤立化を防ぐことが大切だと思う」、「虐待防止のためには、家族が普段の生活から少しでも息抜きができるような、障がいのある子どもに対する施設や家族向けの支援を充実させることが大事だ」など、それぞれの福祉分野から、家族介護者などの支援の重要性を指摘する意見がありました。

またそのために、児童福祉・子育て支援分野からは、「保健センター、保育園、子育て支援センターなどの連携による総合的な配慮が大切だと感じる。支援がそれぞれにしっかりと機能し、十分な役割が果たせるような取組が必要だ。ネットワークづくり」などと指摘する意見がありました。

## 取組の方針

- ◇ 複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱える人や世帯などにすみやかに対応し、適切な福祉に関する支援を進めるため、また、虐待の早期発見や防止とともに、きめ細かい支援を行っていくため、地域の組織や団体、関係機関や福祉サービス事業所の間で情報共有しながら、包括的な支援ができる体制の充実を図ります。

## 取組の役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分や家族の力だけでは解決ができない課題を抱え込まず、専門的な関係機関からの支援を求めるよう心がけます。</li> <li>●自分が、家族などから不適切な扱いを受けていると感じるときには、すみやかに誰かに相談し、支援を求めます。</li> <li>●自分の周囲で、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついたときには、支援につながるよう、警察や児童相談所、市の担当課へ、すみやかに連絡します。</li> </ul>
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所の人々が複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関からの支援を求めるよう声をかけ合います。</li> <li>●隣近所で、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついたときには、支援につながるよう、警察や児童相談所、市の担当課へ、すみやかに連絡します。</li> </ul>
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑かつ多問題化した生活上の課題に関する専門的な関係機関からの支援のことを知らせていきます。</li> <li>●複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいることが確認できた場合には、行政機関などによる専門の支援につながります。</li> <li>●高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気にかかるとする家庭については、地域において相談活動に携わる人たちと近隣者が協力しながら、声かけや見守りを進めます。</li> </ul>
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の組織や団体、関係機関、事業所などの理解と協力、参加を求めながら、地域のなかで支援を必要とする人や世帯を包括的かつ継続的に支援できる体制づくりを進めます。</li> <li>●低所得などで生活に困窮する人や世帯に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多問題化している生活上の課題の解決に向けた適切な支援を進めていきます。</li> <li>●公的な制度だけでは対応できない人などに対して、自立した生活が送れるよう、新たな事業や取組の検討、実施に努めるとともに、住民が抱える生活上の課題に的確に対応していくため、新たなニーズの把握に努めます。</li> </ul>

行政が  
取り組むこと

- 福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、認知症の人や福祉サービス利用者の支援のため、情報共有や連携を強化できるような仕組みづくりを進めます。
- 地域の組織や団体、事業所などの理解と協力、参加を求めながら、地域での生活を送るうえで支援を必要とする人や世帯の生活支援に関する体制づくりを進めます。
- 福祉サービスを必要とする高齢者やその家族へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議など、支援に関係する組織・団体間の協議の場のさらなる機能充実を図ります。
- 支援を必要とする子どもやその家族へのきめ細かい対応のため、要保護児童対策地域協議会など、支援に関係する組織・団体間の協議の場のさらなる機能充実を図ります。
- 福祉サービスを必要とする障がいのある人やその家族へのきめ細かい対応のため、自立支援協議会など、支援に関係する組織・団体間の協議の場のさらなる機能充実を図ります。
- 低所得などで生活に困窮する人や世帯に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多問題化している生活上の課題の改善に向けた適切な支援を進めていきます。
- 各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑かつ多問題化している生活上の課題の解決に努めます。
- 虐待問題に対応する相談や連絡の窓口の周知と機能充実を図ります。
- 地域からの虐待に関する連絡に対し、すみやかに対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや包括的な支援のさらなる充実を図ります。
- 虐待の被害にあった高齢者や障がいのある人などを一時的に保護する施設について、いつでも対応できるよう確保に努めます。また、保護した後は、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた包括的な支援の充実を図ります。
- 虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組んでいきます。

## 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくり

### 1 隣近所などでの身近な助け合いを進める

#### ●● 現状と課題 ●●

○隣近所との関わりが希薄になりがちな状況にある

分野別課題調査では、「高齢者の独居が増加しており、また、家族がいても関係が悪いと、孤立している方も多く、認知症になっても早期発見が難しい」や「ひとり暮らし高齢者の場合、会話がなく、家に閉じこもりがちで地域とのつながりが疎遠になる」などの意見がありました。

民生委員・児童委員からは、「高齢者の“ひきこもり状態”が目につく。積極的に外出の機会をつくる意志がなく、意欲もなく、そうこうするうちに軽度のうつ状態。ますます他人と関わらなくなり、筋力は衰えていく」や「男性のひとり暮らしの人は外出や、ほかの人とのコミュニケーションが苦手のように思う。家にこもりがち」などの意見がありました。

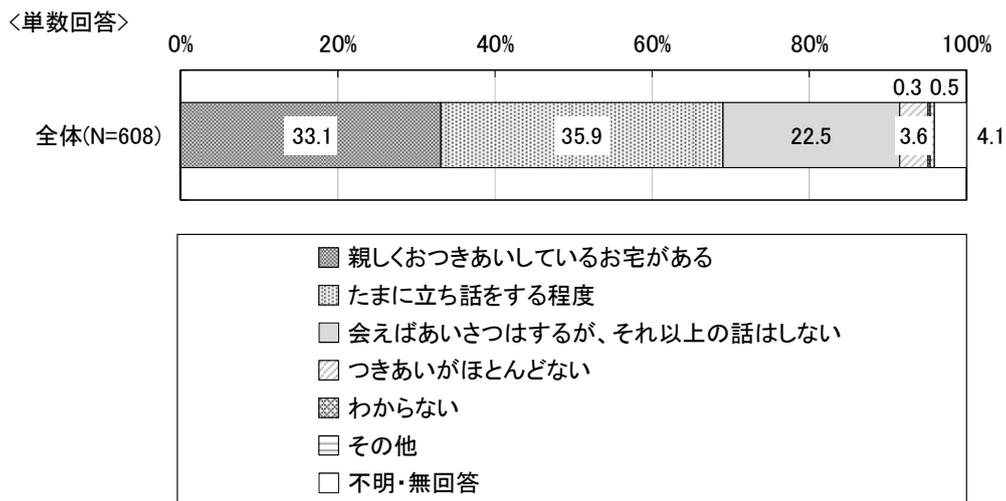
また、児童福祉・子育て支援分野からも、「自分の家の近くに住んでいる子どもを知らない親が多い。子ども会もラジオ体操もなくなり、地域との関係が薄れていっている。いざというときにお互い助け合いができるよう、顔見知りになることが必要。学校にある地域児童会がそのまま子ども会活動につながれば良いと思う」や「地域で子育てができれば素晴らしいと思うが、まず、近所との交流、地域との交流が少ない。交流ができる場所や時間があればいいのかなと思う」などの意見がありました。

生活困窮者支援分野からは、「地域からも見放され、関わりもないといった、地域との関係性が悪いため SOS を出せずに孤立しているケースも見受けられる。地域の行事に参加しない人も多いため、地域と関わる機会を増やすべきであり、声かけが必要ではないかを感じる」などと指摘する意見がありました。

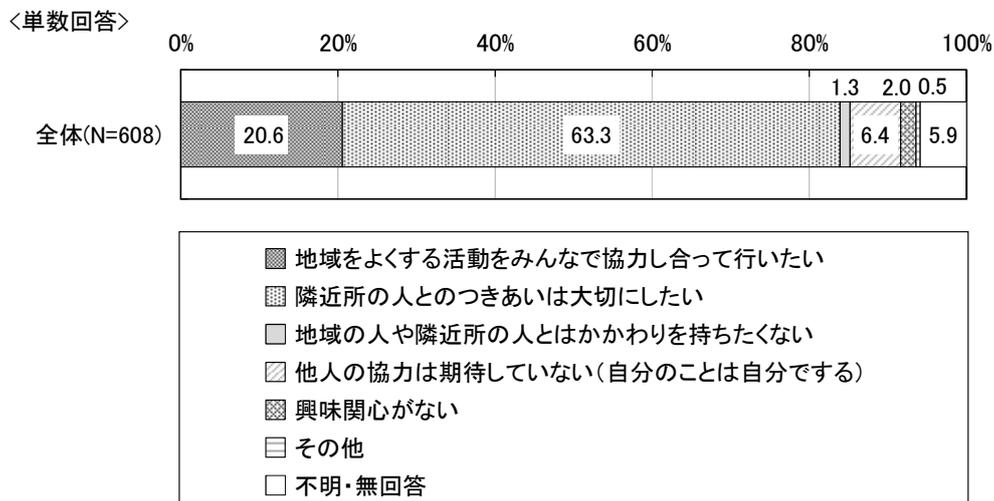
○隣近所のかかわりが希薄化するなか、近所づきあいは大切との思いが強い状況にある  
住民アンケートでは、普段の近所づきあいの程度についてたずねたところ、「たまに立ち話を  
をする程度」が35.9%で最も高くなりました。

また、地域での人と人のかかわりに関する考えについてたずねたところ、「隣近所の人と  
のつきあいは大切にしたい」が63.3%で最も高くなりました。

**問 あなたは、普段近所の人とどの程度のつきあいをされていますか**



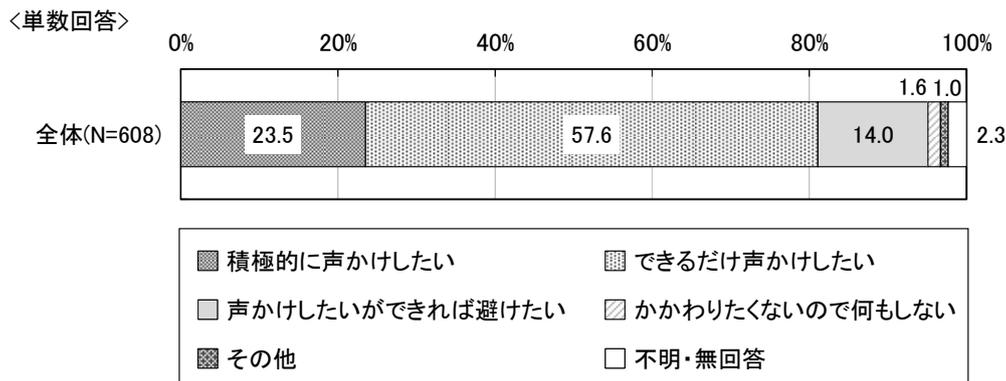
**問 地域での人と人のかかわりについて、あなたのお考えに近いものをお選びください**



○隣近所でのかかわりを深めながら、お互いに支え合い、助け合っていくことが大事である

住民アンケートでは、認知症と思われる人がまちのなかで戸惑っている様子を見かけたときの対応についてたずねたところ、「できるだけ声かけしたい」が57.6%で最も高くなりました。

問 認知症と思われる人がまちのなかで戸惑っている様子を見かけた時、あなた自身はどのように対応したいと思いますか



分野別課題調査では、ひとり暮らしの高齢者の様子を見て、「突発的な不具合が生じた際の対応。急に苦しくなったとき、どうしようと考えている人たちが多数いると思う」や「病気になってしまうと買い物など日常生活において、頼れる人がすぐそばにおらず不安を抱えている」、「電球の交換や重い物（灯油など）を持ってないなど、ちょっとしたことができずに困ってしまっている」などと指摘する意見がありました。

また、民生委員・児童委員からは、「ゴミ出しに困っている。生ごみを出すときに重くて出せないときがあり、隣の人をお願いしているが気が引けるようだ」などの意見とともに、「先日玄関のチャイムが壊れていて、福祉協力員が電池を交換してあげたところ、とても喜んでいました。高齢者が自身から困っていることを発信してもらうようにしなければと思った」などの意見がありました。

○認知症の人を家族だけでなく、近隣の人たちで見守っていくことが大切である

分野別課題調査では、認知症のある人が事故に巻き込まれることを防止するため、「やはり声かけだと思う。『こんにちは』『どうかされましたか』などのあいさつは必要だと思う。地域住民の見守り体制、声かけなど全体で取り組むことが大切だ」などと指摘する意見とともに、「認知症という病気が広く世の中に知られているが、まだそれに対しての家族の理解、また知られたくないと思う家族が多いと思うが、近所の方に協力してもらうことが一番だと思う」などの意見がありました。

## 取組の方針

- ◇ 隣近所の人たちや地域の人たち同士の関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが、地域において孤立することなく、安心した暮らしとなることをめざします。

## 取組の役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。</li><li>●地域の活動や行事などに参加するよう心がけます。</li><li>●自分ひとりではできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。</li><li>●認知症の家族に関する情報について、不慮の事故などを防ぐため、人権を尊重しながら、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。</li></ul>
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守りを心がけます。</li><li>●困りごとが生じた場合には、隣近所のなかで、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。</li><li>●ごみ出し、買い物や通院などの外出といった日常生活のうえでちょっとしたことが十分にできず、困っている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。</li><li>●隣近所に暮らす認知症を抱える人や家族のことを隣近所の人たちの間で理解し合い、お互いに協力し合いながら支え合い、助け合います。</li></ul>
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●隣近所の人たちや地域の人たち同士の関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。</li><li>●住民同士が気軽に相談し合える環境づくりを進めます。</li></ul>
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●隣近所の人たちや地域の人たち同士の関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。</li></ul>

## 2 地域での組織的な支援を進める

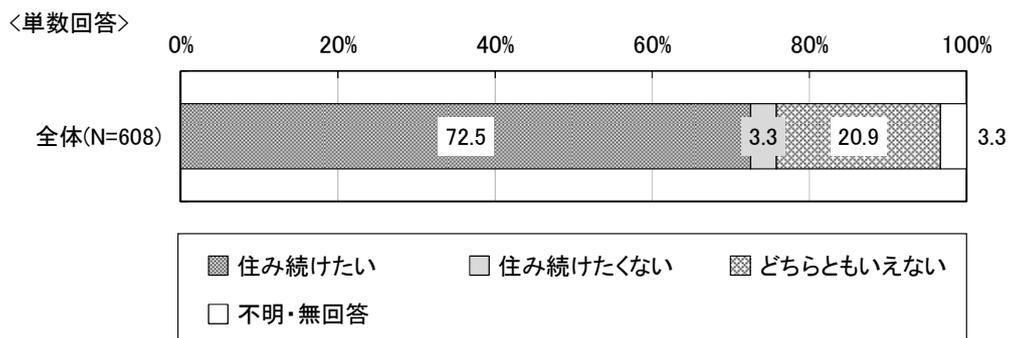
### ●● 現状と課題 ●●

○この地域に愛着を感じ、地域で支え合っていく福祉のあり方を求めている状況にある**住民アンケート**では、これからも現在住んでいるところに住み続けたいかたずねたところ、「住み続けたい」が72.5%で最も高くなりました。

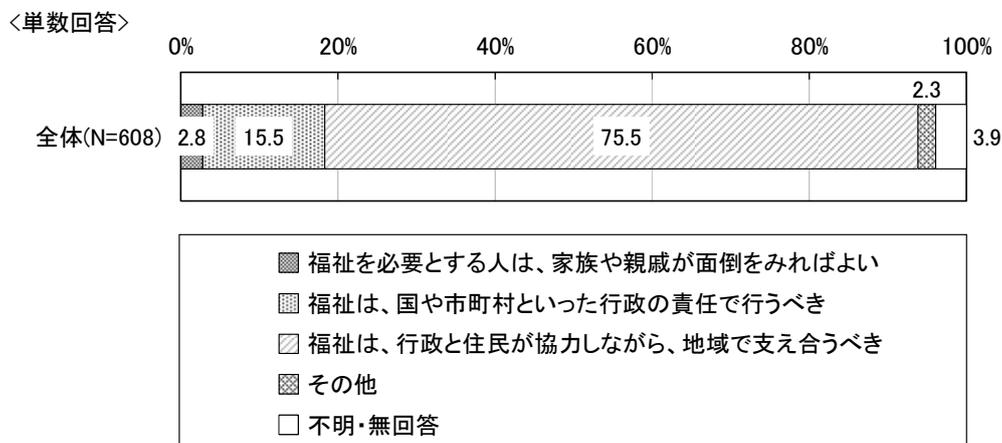
また、これからの「福祉」のあり方についてたずねたところ、「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が75.5%で最も高くなりました。さらに、日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けの求めへの対応についてたずねたところ、「できるだけ対応したい」が66.4%で最も高くなりました。

私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、住民のひとりとしてできることについてたずねたところ、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が47.9%で最も高くなりました。

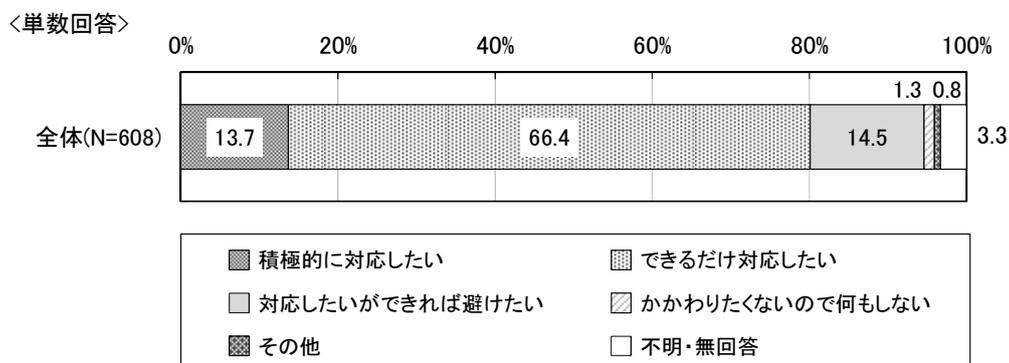
**問** あなたは、これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか



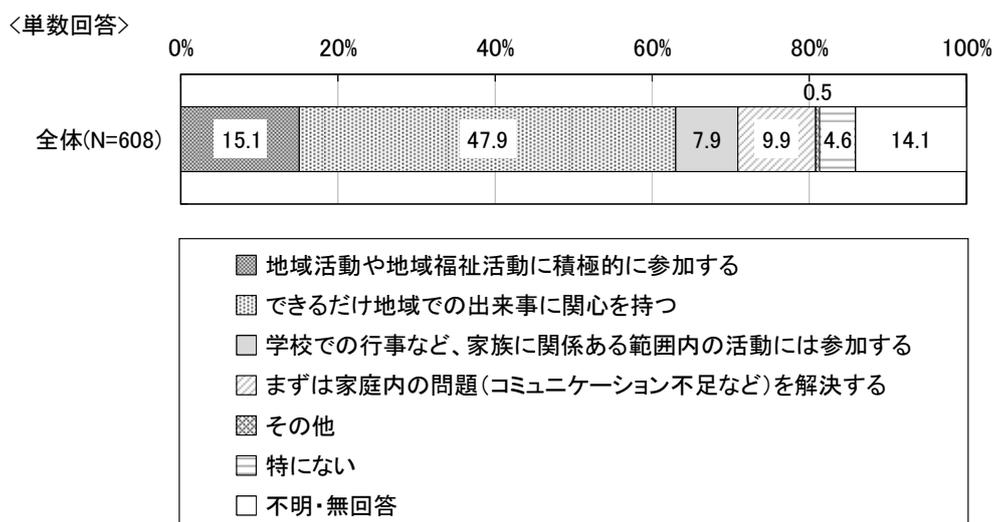
**問** これからの「福祉」のあり方は、どのようであるべきだと思いますか



問 日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けを求められた時、あなた自身はどう対応したいと思いますか



問 私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、住民のひとりとして、あなたができることはどんなことがあると思いますか

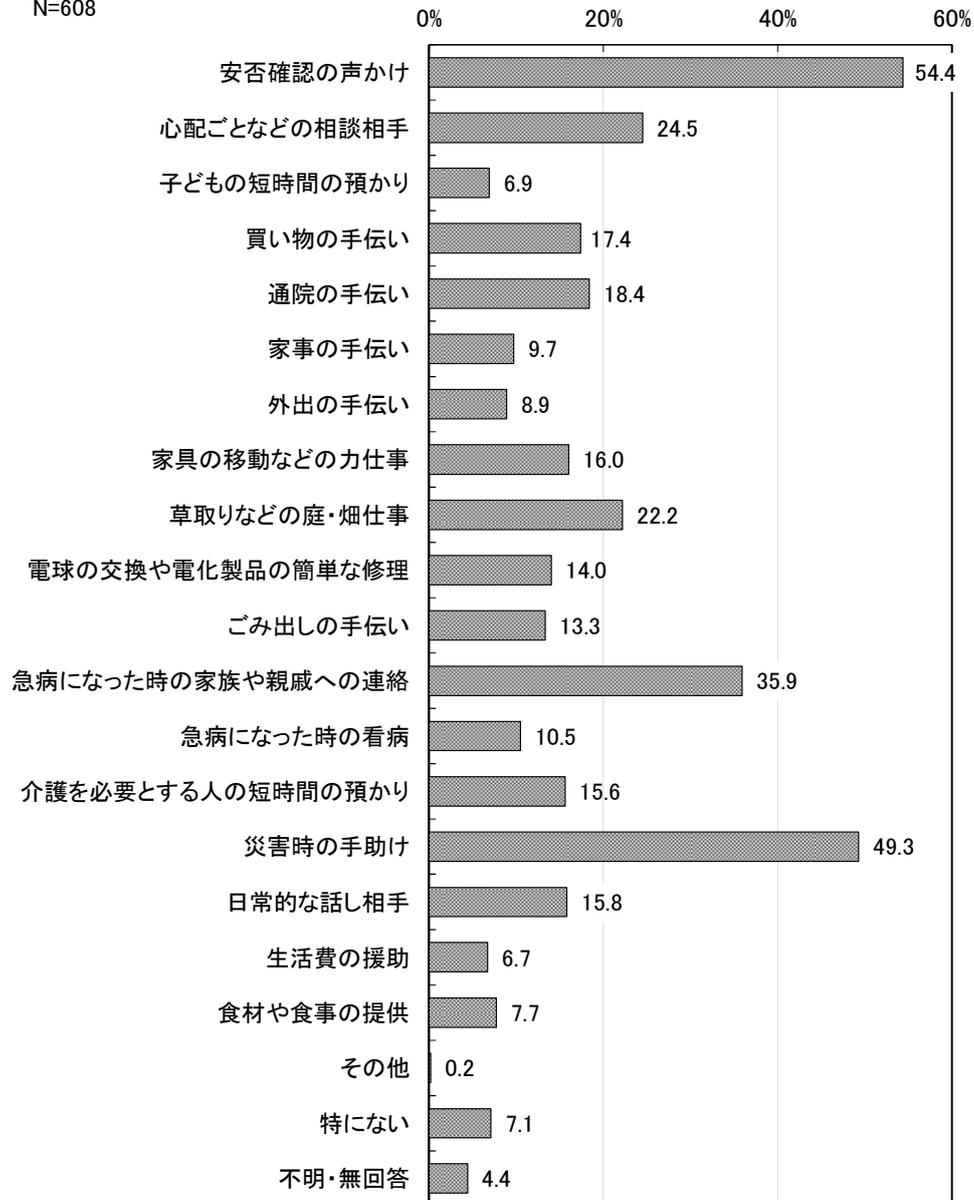


○住民の理解と協力による組織的な見守り活動などの充実を図っていくことが大事である

住民アンケートでは、地域の人たちに求める支援と、地域の人たちに対してできる支援についてたずねたところ、「安否確認の声かけ」や「急病になった時の家族や親戚への連絡」、「災害時の手助け」などについては、両者ともに高くなりました。これらは、地域での支え合いや助け合いが期待できる取組といえます。一方、「急病になったときの看病」や「介護を必要とする人の短時間の預かり」などについては、求める支援に比べると、支援できることとしては低くなりました。これらについては、住民同士では難しい取組といえます。

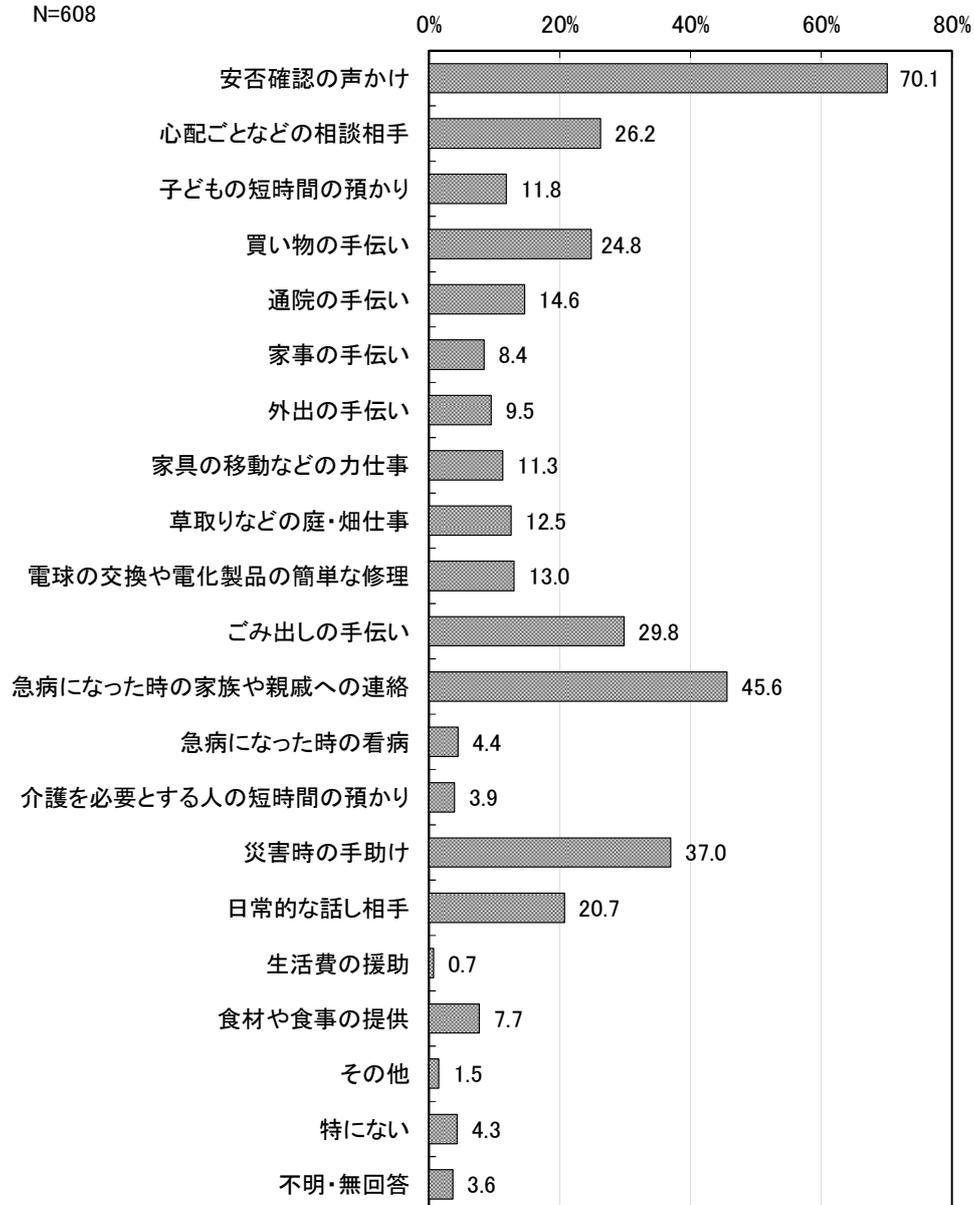
問 あなたやご家族に助けが必要になった時、地域の人たちにどのような支援をしてほしいと思いますか

〈複数回答〉  
N=608



問 あなたの身近なところで、困っている人がいた場合、あなた自身はどのような支援ができると思いますか

〈複数回答〉  
N=608



分野別課題調査では、「地域全体が高齢化になり、地域で支え合うことが困難になっている」などと指摘する意見がありました。

また、民生委員・児童委員から、「ご主人が軽度の認知症みたいな症状で目が離せない。先日もご主人がトイレで倒れて、親戚の人に連絡を取り病院に運ばれた。奥様が自分で連絡を取れたので今回は無事に済んだが、家のなかの様子は外部からはわからない。見守りの方法も考えたいと思う」などの意見とともに、「高齢になるほど、近隣や地域とのつながりが減っていくようだ。民生委員が個人で行くよりも、老人会のシルバーヘルパーみたいな団体が高齢者を尋ね、世間話をしながら安否確認をするのがいいのではないかな」などと指摘する意見がありました。

### ○日常的な買い物に不便を感じている状況にある

**分野別課題調査**では、「高齢のため運転免許証を返納したことにより、買い物へ行けなくなり困っている人が多い」との意見とともに、「地域によっては買い物に行くにも手段がないなど、生活する面で不便を感じるところもある」や「買い物難民と言われる人が出てきていて、生活自体に支障をきたしているようだ」などと指摘する意見がありました。

また、民生委員・児童委員からは、「家の近くに食料品店や日用品の店がなく困っている」や「食事も1人分つくるのはもったいないし、買い物に行くのも大変なので、簡単な物ばかり食べている」などの意見がありました。

## 取組の方針

◇ 地域との関わりが希薄になり、孤立しがちな生活となっている人や世帯、家族だけでは支援が難しい認知症高齢者や障がいのある人、外国人、生活に困窮する人や世帯などが安心して暮らせる支援の充実をめざし、地域での組織的な福祉活動を進めます。

## 取組の役割分担

自分や家族が 取り組むこと	●行政区や老人会、民生委員・児童委員や福祉協力員などによる見守り活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、活動する人たちに対し否定的な姿勢でのぞむことなく、労いの気持ちと言葉かけを大切にします。
隣近所が協力して 取り組むこと	●隣近所に気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、行政区や老人会、民生委員・児童委員や福祉協力員などによる見守り活動と協力し合います。
地域の組織や団体が 取り組むこと	●行政区や老人会、民生委員・児童委員や福祉協力員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て家族、障がいのある人、外国人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動を進めます。 ●行政区などで、地域における福祉課題やその解決に向けた話し合いの場や機会を充実させていきます。 ●ひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て家族、障がいのある人、外国人など、支援が必要な人や世帯に対する見守り活動を充実させるため、住民と行政区、民生委員・児童委員や福祉協力員などの間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有を進めます。 ●民生委員・児童委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられない福祉活動のあり方について検討を進めます。

事業所などが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。</li><li>●事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じたときの通報など、見守り活動に寄与するよう努めます。</li><li>●買い物支援について、商工会議所・商工会や販売店の事業者などの関係者間で検討を進め、協力関係を築きながら充実を図ります。</li><li>●事業者は、その事業活動で、買い物支援などのサービスを工夫するよう努めます。</li></ul>
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域の支え合い活動で助け合い、地域全体で解決できる仕組みづくりを進めます。</li><li>●身近な地域のなかで、支援が必要な人や世帯の見守り活動を支援します。</li><li>●福祉協力員について住民に周知し、活動への理解と協力を求めるとともに、福祉協力員の活動を支援します。</li></ul>
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域福祉活動を進める際の課題となっている個人情報取り扱いについてのルールづくりを進めます。</li><li>●行政区や老人会、民生委員・児童委員や福祉協力員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て家族、障がいのある人、外国人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動を支援します。</li><li>●事業者が、その事業活動を行いながら実施に努める見守り活動について、組織的な取組となるよう関係者間で検討し、調整を図っていきます。</li><li>●買い物支援について、商工会議所・商工会や販売店の事業者などの関係者に対し理解と協力を求める取組を進めます。</li></ul>

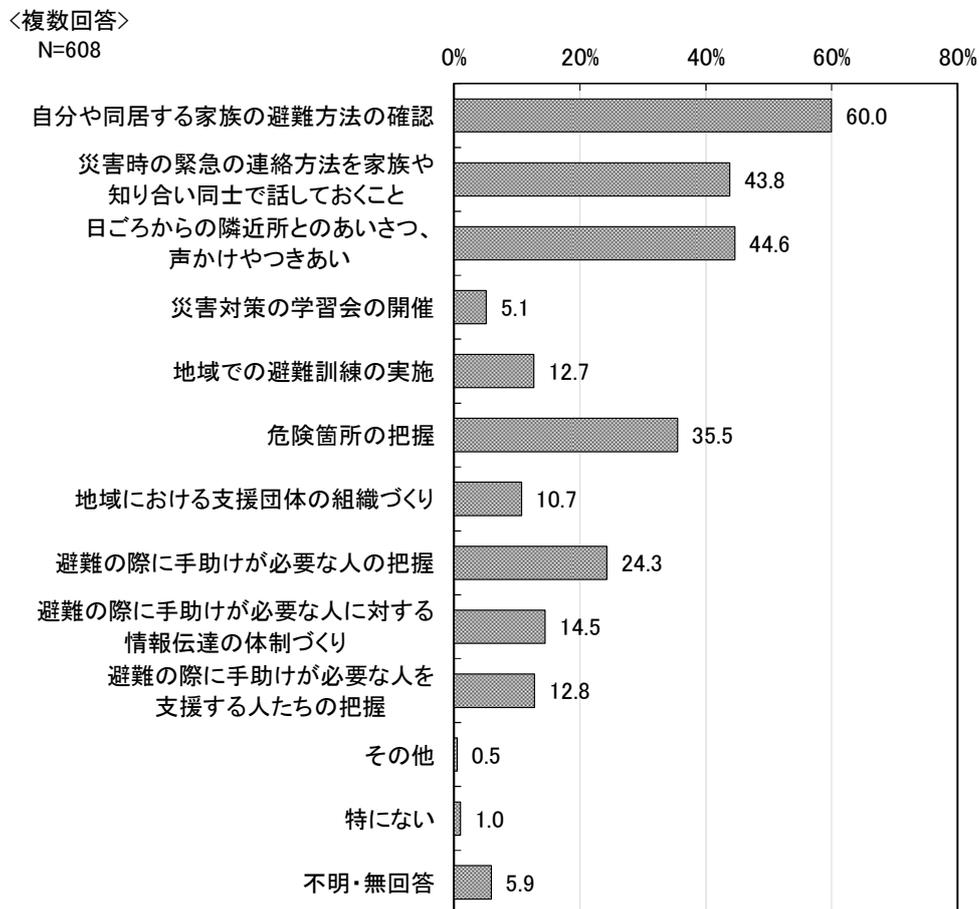
### 3 災害時の避難に備える

#### ●● 現状と課題 ●●

○災害時に必要となるさまざまな対応を想定しながら備えを整えておくことが大切である

住民アンケートでは、災害時の備えとして重要なことについてたずねたところ、「自分や同居する家族の避難方法の確認」が60.0%と最も高く、次いで「日頃からの隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」が44.6%、「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」が43.8%となりました。

問 地震や台風などの災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか



分野別課題調査では、「日頃から、支援を必要とする高齢者を把握しておくことが大切だと思う。地域社会のつながりが大切だ」や「地区で高齢者を避難場所まで援助できる人を決めるなどの話し合いができればと思う」、「災害時を想定した訓練を年に1回は地域で行い、その年々のニーズに合わせて見直していくのが良いのでは」などの意見がありました。

また、障がい福祉分野からは、「地震の際など、多くの人たちと一緒に過ごすことが困難なため、あらかじめ障がいのある人たちが避難できる場所を決め、災害の際に対応できる支援者を決めておくことが大切だ」などと指摘する意見がありました。

## 取組の方針

◇ 災害時の円滑な避難行動に備える活動を進めることで、いのちを守る支援の充実を図ります。

## 取組の役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所などを確認しておきます。</li> <li>●市が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取組について理解し、可能な限り協力します。</li> <li>●地域での防災や減災に関する取組に参加します。</li> </ul>
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。</li> </ul>
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。</li> <li>●自主防災組織活動を活性化し、災害時に支援し合える体制を整えます。</li> <li>●災害時、避難行動に支援が必要な人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。</li> <li>●災害時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練を実施します。</li> </ul>
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害などの緊急時に備え、避難行動に際し支援を必要とする人への見守りや声かけが、日頃から行われる仕組みづくりを進めます。</li> <li>●災害時の対応について、近隣市町の社会福祉協議会とのさらなる連携強化を図ります。</li> </ul>
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難場所や避難経路などについて周知します。</li> <li>●自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。</li> <li>●住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。</li> <li>●避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取組についての理解と協力を求める取組を進めます。</li> <li>●災害時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練を行います。</li> <li>●災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、福祉施設が十分に活用できるよう、施設側との協議を深めます。</li> </ul>

## 基本目標Ⅳ 気軽に参加できる環境づくり

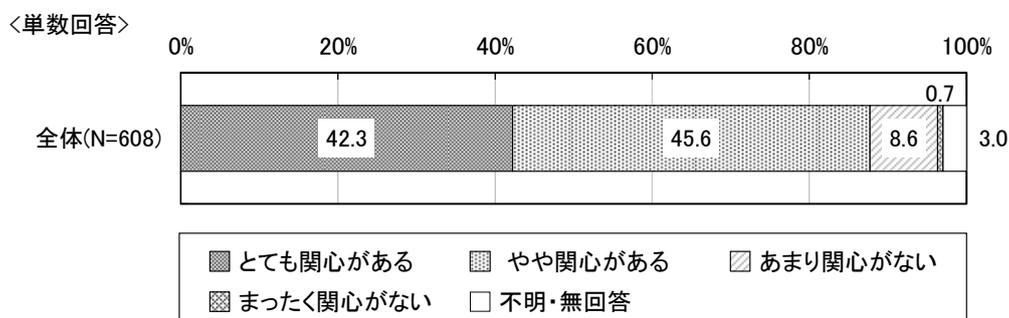
### 1 人権や福祉について学ぶ

#### ●● 現状と課題 ●●

○住民は福祉に対し、高い関心を持っている状況にある

住民アンケートでは、「福祉」への関心度についてたずねたところ、「とても関心がある」と「やや関心がある」を合わせた『関心がある』が87.9%となりました。

問 あなたは「福祉」に関心をお持ちですか



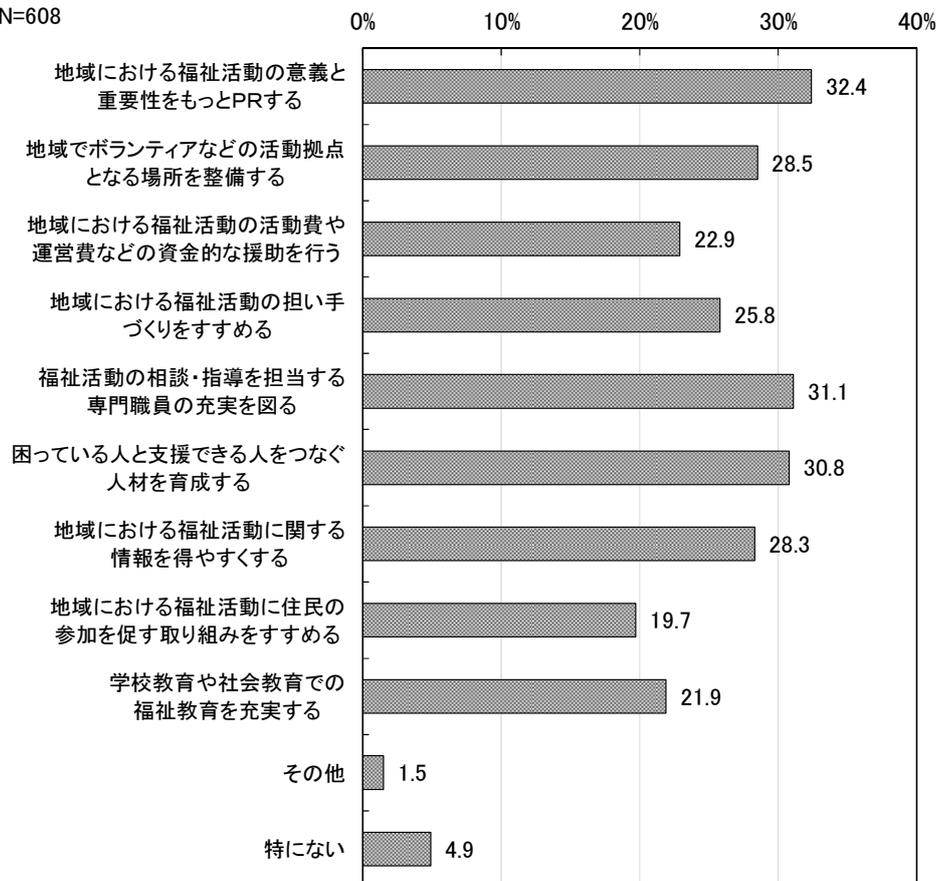
○人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図っていくことが大切である

住民アンケートでは、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくために重要なことについてたずねたところ、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が32.4%で最も高くなりました。また、住民が福祉に関する理解を深めるために必要な機会についてたずねたところ、「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が60.7%で最も高くなりました。

問 今後、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくことが大切になってきます。そのためには、どのようなことが重要だと思いますか

<複数回答>

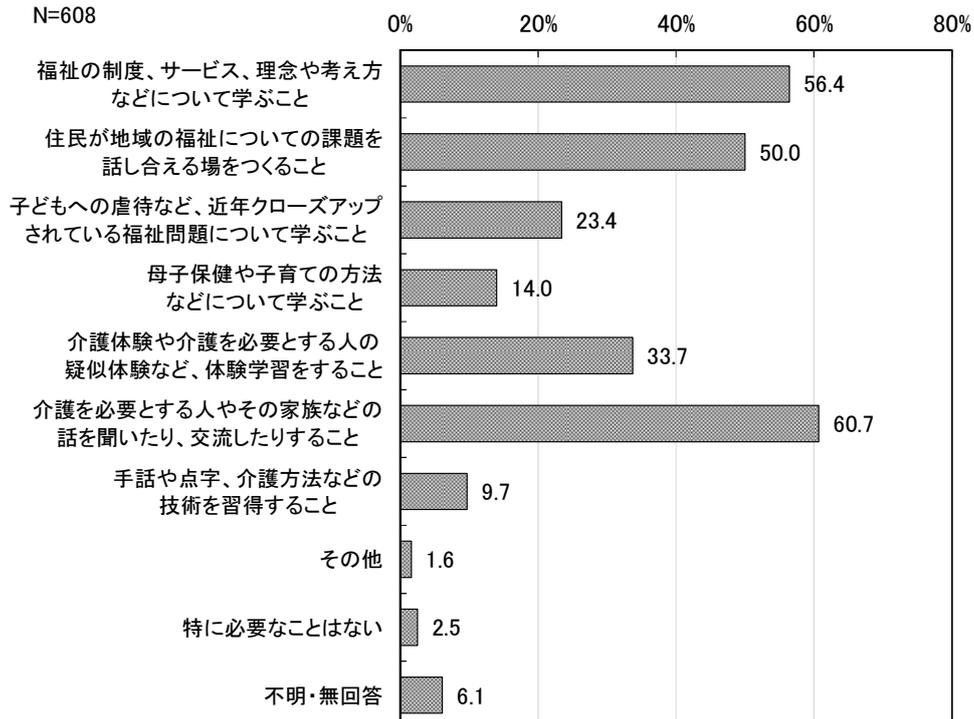
N=608



問 あなたは、住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか

<複数回答>

N=608



**分野別課題調査**では、「高齢者や認知症に関して、地域の人々の認識が低いように思われる。認知症などに対する勉強会などの機会をつくっていくことが必要だと思う」や「以前のように偏見は少なくなったが、依然、偏見、差別的な行為はあると思う。もっと障がいに対する認識を全体的に高める必要があると思う」、「生活困窮者に対する理解を深めるための勉強会の場が必要だと感じる。生活困窮者自立支援法の支援内容等を伝達することで、地域での声かけにつなげてもらいたい」などの意見がありました。

また、民生委員・児童委員からは、「障がいに対する地域の理解がまだ十分進んでいない。市民に対する啓発活動にもっと力を入れることが求められる」や「低所得が人間的に劣るという考え方を当事者も周囲も改めることが何よりも必要。そのような教育の場を設けること。そのうえで必要な福祉サービスを徹底する」などの意見がありました。

### ○支援や介護についての学びの場や機会の充実を図っていくことが大切である

**分野別課題調査**では、支援や介護についての学びの場や機会の必要性について、高齢者福祉・介護分野から、「どちらかが介護が必要となった場合、どうすればいいのかわからないのではないかと思う。また、急病等になられた際にもパニックになられてしまわれるのではないかと思う」や「年代的に家事ができない男性が多いため、妻が入院や要介護状態などになったとき、これまでの夫婦の役割が逆転した場合、生活が成り立たなくなることがある」などの意見がありました。

また、同様に児童福祉・子育て支援分野からは、「子どもの時間に合わせた生活スタイルより親の時間に合わせた生活スタイルになっており、生活リズムが整っていない家庭が増加している」や「朝からボーッとしていて、気力がなかつたりする子どもが多くなっている。朝食を食べてこない子どもがいる」、「保護者は仕事が忙しく、余裕のなさがあるように思える。そのため子どもをゆっくり待つことができず、親の思いだけで怒る状況があるようだ」などの意見がありました。

生活困窮者支援分野からは、「現役時代に年金を払っていなかったり、払っていても期間が足りなかったりと、年金受給者となってはじめて自分の問題にぶつかる相談者が多いと感じる。事前の知識が乏しかったり、年金制度に関しての理解がなかったりと事前の教育の場が必要だと感じる。そのような知識を親が子へ伝えられていなければ、その子も同じような負の連鎖に陥り兼ねない」などと指摘する意見がありました。

## 取組の方針

- ◇ 性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関係なく、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図るとともに、家族のなかだけで福祉の課題を抱え込んでしまうことがないよう、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などについて、学ぶ場や機会の充実を図ります。

## 取組の役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権や福祉について理解を深めます。</li> <li>●人権や福祉についての学習会などに参加します。</li> <li>●福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会などに参加します。</li> </ul>
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の資源や人材を活かしながら、人権、福祉、介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会などを開催し、かつ、その継続に努めます。</li> <li>●認知症サポーター養成講座の開催を市へ依頼し、住民に参加を求めます。</li> <li>●保育所（園）・幼稚園・認定こども園や小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などについての学ぶ機会をつくります。</li> <li>●福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法に関する学習会などに多くの参加者を募るため、その開催に関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児などを預けることができるよう努めます。</li> </ul>
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉への理解と関心を高める場づくりを進めます。</li> <li>●児童や生徒を対象とした福祉教育の充実を支援します。</li> <li>●住民の福祉力向上のための講座や学習会などを行います。</li> </ul>
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権や福祉をテーマとした講演会などを開催します。</li> <li>●各課で開催を予定している人権や福祉をテーマとした講演会などについて、工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。</li> <li>●福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会や出前講座などを実施し、福祉の制度や支援の方法などについての理解を深める取組を進めます。</li> <li>●地域や学校、住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催を進めます。</li> <li>●福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法に関する学習会などに多くの参加者を募るため、その開催に関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児などを預けることができるよう努めます。</li> </ul>

## 2 気軽に参加できる交流の場を広めていく

### ●● 現状と課題 ●●

○身近な地域での交流の場や機会の充実が求められている状況にある

分野別課題調査では、民生委員・児童委員から、「子どもたち家族と同居していても、若い人は昼間忙しく、ひとりのときが多く話し相手がいないし寂しいと聞く。昔のように近所の同年代の人が集う場所があれば、ひとり暮らしの人などもおしゃべりや交流ができるのではないだろうか」や「お互いが病気になったとき。介護疲れも心配。ストレス発散のため、老人会なども参加しておしゃべりをすると疲れが軽くなる」、「障がいのある子どもの母親（80歳代）が子どもの世話で毎日大変みたいなので、気が休まるように、週一回『ゆた〜っと元気体操』参加のために公民館に来てもらい元気にされている。障がいの子どもさんのことはほとんど話題にせず、今は母親と雑談しながらその日を楽しんでもらっている」などの意見がありました。

また、児童福祉・子育て支援分野からは、「地域の人たちとのふれあいの場所を増やし、交流することにより顔見知りとなり、子育てがしやすい環境となると思う」や「地区公民館で行っている高齢者サロンのような子育てサロンを開く。このためにサポートできるような人材の育成が必要になる」などの意見がありました。

## 取組の方針

- ◇ 社会参加を促すため、地域において孤立もしくは孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

## 取組の役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●可能な範囲で、外出する機会を設けるよう心がけます。</li><li>●自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけます。</li><li>●地域で取り組む高齢者支援のサロン、子育て支援のサロンやサークルなどに参加するよう心がけます。</li></ul>
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●行政区の公民館などを活用した身近なところで、気軽を集える機会を積極的に設けます。</li><li>●地域で取り組む高齢者支援のサロンや子育て支援のサロンやサークルなどへの参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすいサロンやサークルの内容を工夫します。</li><li>●サロンやサークルの運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めます。</li><li>●子育て家族と高齢者など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。</li><li>●高齢者をはじめ、参加する人たちが持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場や機会をつくり、充実を図ります。</li></ul>
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域で取り組むサロンなど、誰もが日常的に集い、交流し、見守り、支え合う活動ができる「場」づくりを支援します。</li><li>●子育て家族や家族介護者などが、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場の充実を図ります。</li></ul>
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域で取り組む交流の場や機会の活動を支援します。</li><li>●子育て家族のふれあいや、障がいのある人同士や家族介護者などが、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。</li><li>●公共施設などのバリアフリー化を図っていくとともに、新設の公共施設については、障がいのある人などの意見を取り入れながら整備を進め、交流の場や機会への参加の妨げの解消を図ります。</li></ul>

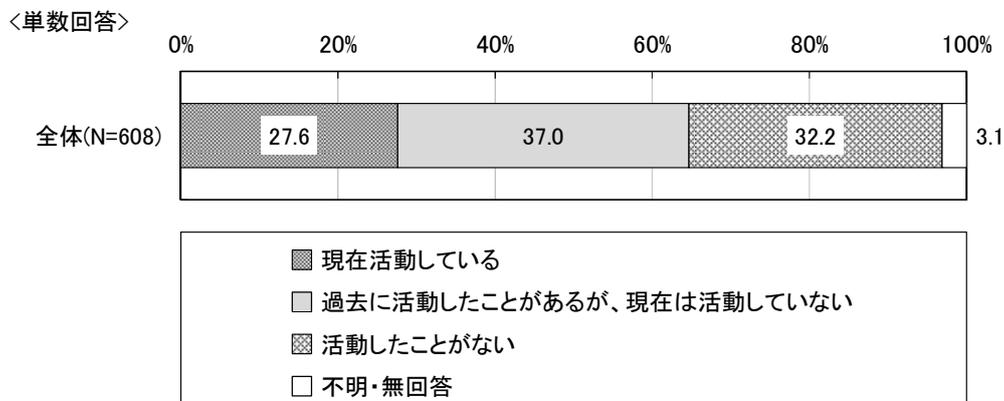
### 3 地域の活動や行事に参加しやすくする

#### ●● 現状と課題 ●●

○何らかの地域活動の経験がある人たちが大半を占めている状況にある

住民アンケートでは、行政区や子ども会、老人会などの地域活動の経験についてたずねたところ、「現在活動している」と「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」を合わせた『地域活動の経験がある』が64.6%となりました。

問 あなたは現在、行政区や子ども会、老人会の活動など、地域活動をしていますか



○誰もが参加しやすい地域での活動や行事の環境づくりを進めていくことが大切である

分野別課題調査では、民生委員・児童委員から、「全体的に地域の行事が少なくなっていると思う」との意見とともに、「子どもが参加できる地域の行事が少なくなっている。季節に応じた行事を行政区毎にできると思う。昔のような、もぐら打ち、ひな祭り、七夕（習字）等々、子ども会を中心に高齢者も参加できることもある。今一度見直してみることも必要だ」や「町内に子どもが少なく子ども会がなくなった。夏休みのラジオ体操も今年はない」などの意見がありました。

また、生活困窮者支援分野からは、「経済的な困窮だけでなく、地域で孤立していることも生活困窮の原因のひとつ。今は、地域のつながりが希薄化していて、お互いに支え合うという形が崩れていると感じる。生活困窮者がその地域で暮らしていけるような地域をつくる必要がある。例えば、地域で行っている活動などに当事者を誘ったり、ともに過ごしたりなどの居場所づくりができたと思う」などと指摘する意見がありました。さらに、民生委員・児童委員からも、「生活困窮者は、とても遠慮して生活されており、地域の行事やサークルにはなかなか顔を出されない。おのずと特定のわずかな人々だけの交流しかない」や「民間アパートに入所している人は、隣人との交流もなく、地区の自治会にも入っていないため孤立状態である」などと指摘する意見がありました。

## 取組の方針

- ◇ 社会参加の機会として、行政区や地域の各種団体などが連携を深めながら、地域活動の活性化を図るとともに、誰もが気軽に参加することができる地域活動の充実をめざします。

## 取組の役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●行政区や老人会、子ども会などの活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。</li><li>●地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。</li><li>●子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。</li></ul>
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域や行政区で行われている活動や行事、また、子ども会や老人会などの各種団体の意義について周知し、参加を促します。</li><li>●地域の活動や行事については、普段あまり関わりのない人同士が交流できる場にもなることから、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、年齢や障がいのあるなしに関わらず、多くの人たちが参加できるよう工夫します。</li><li>●行政区の加入未加入に関わらず、誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取組を行います。</li><li>●転入してきた世帯に対して地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めます。</li><li>●地域活動の拠点となる行政区の公民館について、バリアフリー化に向けた改修などの検討を進めます。</li></ul>
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域や行政区が実施する福祉に関する活動や取組を支援します。</li><li>●地域の各種福祉団体とつながりを持ち、地域活動の充実と自立した活動が行われるよう支援します。</li></ul>
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域活動の担い手となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。</li><li>●地域や行政区で行われている福祉に関する活動や行事について広く紹介します。</li><li>●行政区や各種団体などの活動を支援します。</li><li>●行政区加入の促進、もしくは加入の継続を図る取組を充実させます。</li></ul>

## 4 ボランティア活動に参加しやすくする

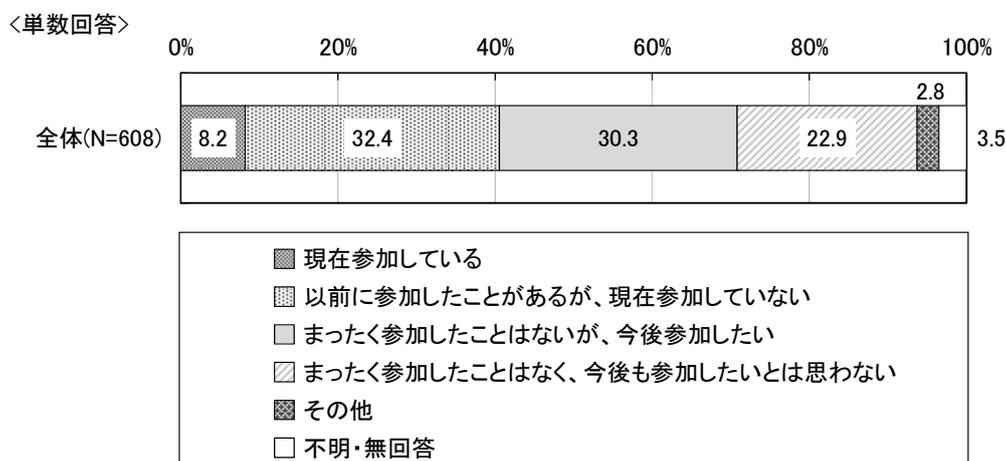
### ●● 現状と課題 ●●

○多様なライフスタイルを尊重したボランティア活動への参加の促しの工夫が大切である

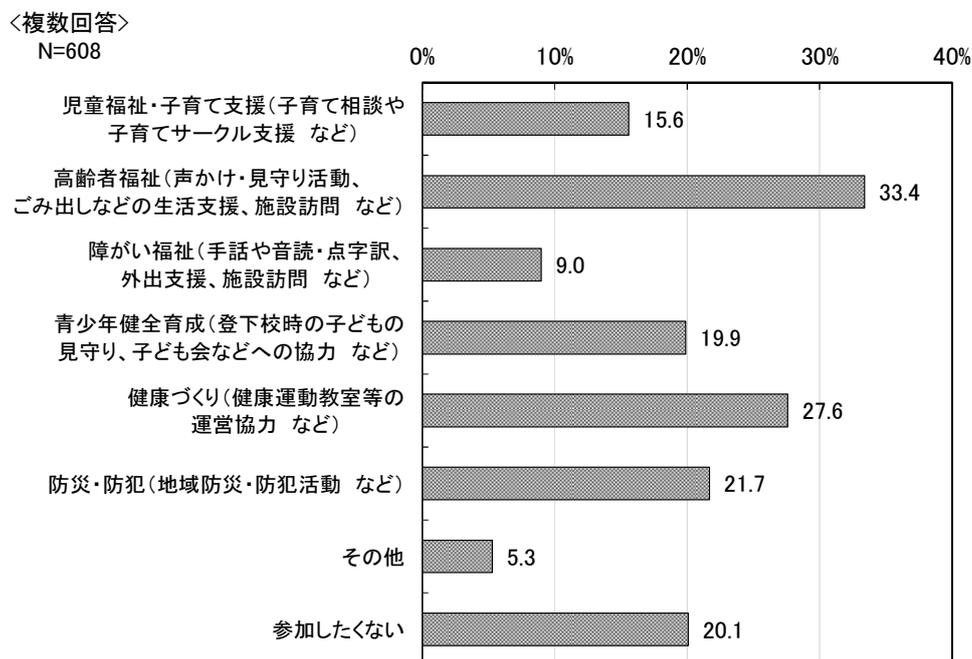
住民アンケートでは、個人的なボランティア活動への参加経験についてたずねたところ、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が32.4%で最も高くなりました。

また、福祉にかかわる地域活動やボランティア活動への参加意向についてたずねたところ、「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、施設訪問 など）」が33.4%で最も高く、「参加したくない」は20.1%となりました。

#### 問 あなたは、個人的にボランティア活動に参加したことがありますか



#### 問 あなたは、今後、次のような福祉にかかわる地域活動やボランティア活動などに参加したいと思いませんか



## 取組の方針

- ◇ 住民参加で取り組む福祉サービスの担い手を広く求めることのみならず、社会参加の機会の充実を図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

## 取組の役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。</li><li>● 社会福祉協議会などで開催されているボランティア養成講座に積極的に参加します。</li><li>● 趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。</li></ul>
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取組を進めます。</li><li>● ボランティア団体は、地域での学習会や交流の場において、ボランティアの派遣要請に対し、積極的に応じ、活躍の場を広げます。</li><li>● 地域で開催する学習会や交流の場において、ボランティア団体の活用を積極的に進めます。</li></ul>
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● 広報誌やホームページでボランティアに関するさまざまな情報を掲載し、活動の活性化を支援します。</li><li>● ボランティア活動をしたい人と、お願いしたい人の相談を受け、支援を必要とする人とボランティアとの橋渡しをします。</li><li>● ボランティア活動の知識や技術を学ぶ講演会などを開催し、ボランティアのきっかけづくりを進めます。</li><li>● ボランティア団体相互の情報交換や交流を促進し、連携強化を図ります。</li><li>● 地域の課題に関心を持ち、主体的に関わろうとする人材を育てる取組を進めます。</li></ul>
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。</li><li>● ボランティア育成の取組に対し支援を行います。</li><li>● 公共施設の利用に関して、ボランティア活動での利用が容易になるよう支援します。</li><li>● 福祉や介護に関する業務などの委託先として、ボランティア団体も含めるよう検討を進めます。</li></ul>

## 第5章 計画の推進に向けて

---

## 第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

### 1 住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

特に、「団塊の世代」をはじめ、高齢者の人たちには、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが大変期待されます。

### 2 地域の組織・団体の役割

行政区や民生委員・児童委員協議会、老人会などは、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域の組織・団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織や団体が個々に活動するだけではなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、お互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが期待されます。

### 3 ボランティア団体の役割

住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、住民への福祉活動にとどまらず、活動内容の住民各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。

## 4 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

## 5 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割を担っています。それを果たすために、本計画に基づき、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

## 6 行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地区の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

## 第2節 計画の進行管理

---

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、住民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者などにより構成する協議体を設置します。この協議体で地域福祉の進捗状況を評価し、必要に応じて、取組の見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。



# 資料編

---

# 1 玉名市地域福祉計画策定委員会委員名簿

◎ 委員長      ○ 副委員長

区分	所属	団体肩書	氏名
学識経験者	九州看護福祉大学	社会福祉学科教授	◎豊田 保
地域代表	玉名市区長会協議会	副会長	○上田 勝一郎
	玉名市老人クラブ連合会	事務局長	鹿子木 良一
民生委員代表	玉名市民生委員児童委員連絡協議会	書記 第1民児協会長	関 榮
医療関係者	玉名郡市医師会	理事	岡本 真哉
福祉関係 団体の代表者	玉名市身体障害者福祉協議会	事務局長	北本 節代
	玉名市手をつなぐ育成会	事務局長	谷口 建太
	地域生活支援センター ふれあい	センター長	今野 えり子
	有明地域療育センター	療育相談員	村上 まゆみ
	玉名市私立保育園協会	会長	小岱 紫明
	玉名市ボランティア連絡協議会	会長	本山 健一
	玉名市社会福祉協議会	地域福祉課長	徳永 和一
関係行政機関 代表	有明保健所	総務福祉課長	樫木 英賢
	玉名市福祉事務所	所長	村上 隆之 11月19日まで 上嶋 晃 11月20日から

## 2 計画策定の経緯

開催日	会議／調査	内容
平成29年 8月 5日 ～ 8月 18日	住民アンケート	
平成29年 8月	分野別課題調査	
平成29年 10月 13日	第1回委員会	計画策定の趣旨と方法についての説明 調査結果の報告
平成29年 11月 20日	第2回委員会	計画骨子案の協議
平成30年 1月 22日	第3回委員会	計画素案の協議
平成30年 2月 1日 ～ 2月 23日		パブリックコメント
平成30年 3月 5日	第4回委員会	パブリックコメント結果の報告、 計画案の協議・承認

### 3 調査の概要

#### 【住民アンケート】

- 調査地域 : 玉名市全域  
調査対象者 : 玉名市在住の20歳以上1,500名を無作為抽出  
調査期間 : 平成29年8月5日～8月18日  
調査方法 : 郵送による配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
1,500	608	40.5%

#### 【分野別課題調査】

- 調査対象 : 【高齢者福祉・介護分野】  
介護保険サービス事業所、居宅介護支援事業所、民生委員・児童委員など  
【児童福祉・子育て支援分野】  
保育所、認定こども園、学童クラブ、子育て支援センター、  
民生委員・児童委員など  
【障がい福祉分野】  
障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員など  
【生活困窮者支援分野】  
民生委員・児童委員、市役所関係課係など
- 調査期間 : 平成29年8月  
調査方法 : 自由記述式調査票の配布・回収

## 4 用語解説

### あ行

#### ●アウトリーチ

「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取り組みの意味で用いられてきた。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。アウトリーチはこうした潜在的なニーズとつながる手法として開発された。最近ではさまざまな分野でアウトリーチの取り組みが必要とされ、その意味は広がりを見せている。不登校や非行、ニート、引きこもりなどの若者への対応では、主に訪問支援をアウトリーチと言っている。子育て支援では、要支援家庭に対する保健師などの訪問支援は以前より行われてきたが、子育て環境の孤立化などを背景に、予防支援の重要性が認識されるようになり、誰もが立ち寄れる場を提供する地域子育て支援拠点事業もアウトリーチの一環とされる。

### か行

#### ●介護療養型医療施設

介護保険法に基づく、慢性疾患を有し、長期の療養が必要な人のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い人を対象にしている。

#### ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険法に基づく、65歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。

#### ●介護老人保健施設（老人保健施設）

介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

#### ●学童保育所

労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う施設。

#### ●共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営

む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。グループホームとも呼ばれる。

●居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。

●居宅介護支援

介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などにそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うサービス。

●苦情解決制度

社会福祉法に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

●軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホームは、身寄りが無い、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者を「自治体の助成を受ける形」で、比較的低額な料金で入居できる福祉施設。

●行動援護

障害者総合支援法に基づく、行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービス。

●高齢者福祉センター

老人福祉法に基づく、無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。

●子育て支援センター

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

## さ行

### ●サロン

互いに支え合って暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

### ●自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

### ●児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

### ●児童発達支援

児童福祉法に基づく、障がいのある子どもが日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適應することができるよう、障がいのある子ども本人の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に依じて適切かつ効果的な指導および訓練を行うサービス。子どもの保護者に対する助言などの支援も、サービスの一環として重要とされている。

### ●児童扶養手当

父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。

### ●社会資源

人々のニーズの充足や問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。生活するうえで起こるさまざまな問題の解決を担う福祉制度や施設などのこと。

### ●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

●重度訪問介護

障害者総合支援法に基づく、重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。

●就労移行支援

障害者総合支援法に基づく、就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

●就労継続支援（A型）

障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●就労継続支援（B型）

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協同による相談支援などをその職務とする民生委員・児童委員をいう。

●障がい児相談支援

児童福祉法に基づく、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、また、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援。

●障がい者支援施設

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対し、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障がい福祉サービスを行う施設。具体的には、障がいのある人に対し、夜間から早朝にかけては「施設入所支援」を提供するとともに、昼間は生活介護などの日中活動

系サービスを行う社会福祉施設。

### ●障害者総合支援法

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

### ●小規模多機能型居宅介護

介護保険法に基づく、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。

### ●小地域福祉活動

小地域は福祉活動を有効にすすめられるエリアで、関係者や当事者の組織化、見守り活動、サロン活動などの活動を指す。

### ●自立訓練（生活訓練）

障害者総合支援法に基づく、知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談および助言などの支援。

### ●自立支援医療（精神通院医療）

公費負担医療のひとつで、精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。

### ●自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

### ●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●生活介護

障害者総合支援法に基づく、障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

●生活困窮者自立支援（制度）

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた生活困窮者自立支援法に基づく制度。

●生活福祉資金貸付（制度）

社会福祉協議会による低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。

●生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

●相談支援（障がい福祉サービス）

障害者総合支援法に基づく、地域で生活する障がいのある人やその家族、関係機関の人たちからの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活を送れるように総合的・継続的に支援するサービス。

## た行

### ●第三者評価制度

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行う制度で、行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、評価結果を広く公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っている。

### ●団塊の世代

昭和22年（1947年）～24年（1949年）頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。約810万人と推定され、前後の世代に比べて2～3割程度人口が多い。

### ●短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な養護を行うサービス。

### ●短期入所

障害者総合支援法に基づく、自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。

### ●地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

### ●地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で、具体的には、地域包括支援センターなどが主催し、以下のような機能が期待されている。①医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めること、②個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化すること、③共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげること。

### ●地域共生社会

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超

えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

●地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行うもので、契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

●地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

●地域密着型通所介護

介護保険法に基づく、日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス。小規模デイサービス。

●密着型特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく、入居定員が 29 人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス。

●通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

●通所リハビリテーション（デイケア）

介護保険法に基づく、介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助け

るために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。

#### ●出前講座

市が行っている仕事のなかで、知りたい・聞きたいと思っている内容を講座メニューのなかから選んでもらい、市内に在住・在勤・在学のグループ・団体のもとへ職員が出向き、説明するもの。

#### ●同行援護

障害者総合支援法に基づき、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービス。

### な行

#### ●認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

#### ●認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバンメイトと市が協働で行うもので、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、また、認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

#### ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排せつなどの介護や機能訓練を行うサービス。

#### ●認知症対応型通所介護

介護保険法に基づく、要介護者で認知症の人について、介護老人福祉施設などに日帰りでの通い、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談と助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話と機能訓練を行うサービス。

#### ●認定こども園

就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。幼稚園や保育所などのうち一定の基準を満たす施設を、都道府県知事が認定する。認定こども園は、母体となる施設によって、①認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営をする「幼保連携型」、②認可幼稚園が保育所機能を備えた「幼稚園型」、③認可保育所が幼稚園機能を備えた「保育所型」、④認可されていない地域の教育・保育施設が必要な機能を果たす「地方裁量型」の4つのタイプがある。

## は行

### ●パブリックコメント

公衆（国民・住民など）の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

### ●避難行動要支援者（名簿）

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。

### ●福祉協力員

地域の支え合い活動を推進していくため、地域から選任された地域福祉活動を支える地域ボランティア。行政区ごとに 50 世帯あたり 1 名を目安に選任されている。民生委員・児童委員と連携しながら見守り活動を中心に、地域に必要とされる福祉活動などへの協力を行っている。

### ●保育所等訪問支援

児童福祉法に基づく、訪問支援員が障がいのある子ども本人が通う保育所などに訪問し、障がいのある子ども本人が障がいのある子ども以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障がいのある子ども本人の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス。

### ●放課後等デイサービス

児童福祉法に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行うサービス。

### ●訪問介護（ホームヘルプ）

介護保険法に基づく、要介護者で居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行うサービス。

### ●訪問看護

介護保険法に基づく、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師などにより行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

**●訪問リハビリテーション**

介護保険法に基づき、医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士などが利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

**●ボランティアセンター**

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行う組織。

**ま行****●民生委員**

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

**や行****●要保護児童対策地域協議会**

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

**ら行****●療育手帳**

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

第3期玉名市地域福祉計画

発行年月 平成30年3月

編集・発行 玉名市 総合福祉課 福祉政策係

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

TEL : 0968-75-1121 / FAX : 0968-73-2362